

HOKKAIDO

2017

北海道信用保証協会
ディスクロージャー誌

ごあいさつ

平素は、北海道信用保証協会の信用保証業務につきまして、格別のご支援、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、当協会の信用保証業務に対する理解を一層深めていただくため、平成28年度ディスクロージャー誌を作成しました。業務内容や業務概況、財務状況など当協会の現況を分かり易くまとめておりますので、今後の信用保証のご利用にお役立ていただければ、幸甚に存じます。

信用保証協会の基本理念は、「信用保証協会は公的機関として、事業の維持、創造、発展に努める中小企業・小規模事業者の信用を創造し、信用保証を通じて、金融の円滑化に努めるとともに、多様な需要に的確に対応することにより、中小企業・小規模事業者の経営基盤の安定、強化に寄与し、もって中小企業・小規模事業者の振興と地域経済の活力ある発展に貢献する」であります。

当協会は中小企業・小規模事業者の皆様の資金繰りに寄与すべく、国および地方公共団体の施策に呼応し、創業関連保証、経営改善サポート保証等の各種政策保証を推進するほか、当協会の独自制度である、金融機関との適切な協調融資を目的とした「スクラム3000」をはじめとする各種保証制度を取揃え、保証業務の充実を図っています。

また、当協会は、地域における金融機関・経営支援機関等の皆様との連携構築を目的とした「北海道中小企業支援ネットワーク」の事務局を担うほか、中小企業・小規模事業者の皆様の経営状況における課題に対処すべく、「経営サポート会議」や専門家派遣などの経営改善計画策定支援事業等を活用して経営改善支援を積極的に取り組んでいます。

今後とも役職員一同、創業支援の充実、経営支援の強化など多様化する信用保証業務に対して積極かつ柔軟に取り組み、金融機関・関係機関の皆様と更なる連携を図り、中小企業・小規模事業者の皆様の良きパートナーを目指してまいりますので、引続きのご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成29年8月
北海道信用保証協会
会長 高原 陽 二

CONTENTS

| | |
|----------------------|-------|
| ごあいさつ | 1 |
| 目次 | 2 |
| プロフィール | 3 |
| 信用保証制度について | |
| 信用保証協会の役割 | 4 |
| 信用保証制度の仕組 | 5 |
| 信用補完制度の仕組 | 6 |
| 責任共有制度について | 7 |
| 信用保証のご利用にあたって | |
| 信用保証をご利用いただける方 | 8 |
| 信用保証の内容 | 8 |
| 信用保証料について | 9~11 |
| 主な信用保証制度のご案内 | 12~14 |
| 平成29年度 年度経営計画 | 15~17 |
| 平成28年度 事業報告 | |
| 事業概況 | 18・19 |
| 外部評価委員会 | 19 |
| 貸借対照表・用語解説 | 20・21 |
| 収支計算書・用語解説 | 22・23 |
| 財産目録 | 24 |
| 収支差額の推移 | 24 |
| 基本財産の推移・収支差額変動準備金の推移 | |
| 支払準備資産の推移 | 25 |
| 統計資料 | 26~31 |
| 頼れる存在へ | 32~39 |
| 広報活動 | 40・41 |
| コンプライアンスの実践の取組 | 42 |
| 個人情報保護宣言 | 43 |
| 反社会的勢力の排除 | 44 |
| 役員名簿 | 45 |
| 機構組織図 | 46 |
| 本・支店所在地 | 47 |

プロフィール

沿革

- 昭和24年3月29日 社団法人北海道信用保証協会設立認可
- 昭和24年4月28日 設立登記
- 昭和24年5月1日 業務開始
- 昭和29年4月1日 信用保証協会法に基づき認可法人に組織変更

根拠法

信用保証協会法（昭和28年8月10日法律第196号）

関係法

中小企業信用保険法（昭和25年12月14日法律第264号）

目的

中小企業者等のために信用保証の業務を行い、
もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的とする。
（定款第1条）

基本財産

552億円

保証先企業数

4万9,310企業

保証債務残高

件数：90,539件

金額：7,571億円

事業所数

本店・9支店

役職員数

201名

（平成29年3月31日現在）

ホームページアドレス

<http://www.cgc-hokkaido.or.jp/>

イメージキャラクター



北海道信用保証協会PRキャラクター
オーエンくん（左） シエンちゃん（右）

信用保証協会法に基づく認可法人

信用保証協会は中小企業・小規模事業者の皆様が金融機関から融資を受ける際に、その借入債務を保証することで中小企業の資金調達の円滑化を図り、その健全な発展を促進することを目的として、信用保証協会法に基づき設立された認可法人です。

信用保証協会とは

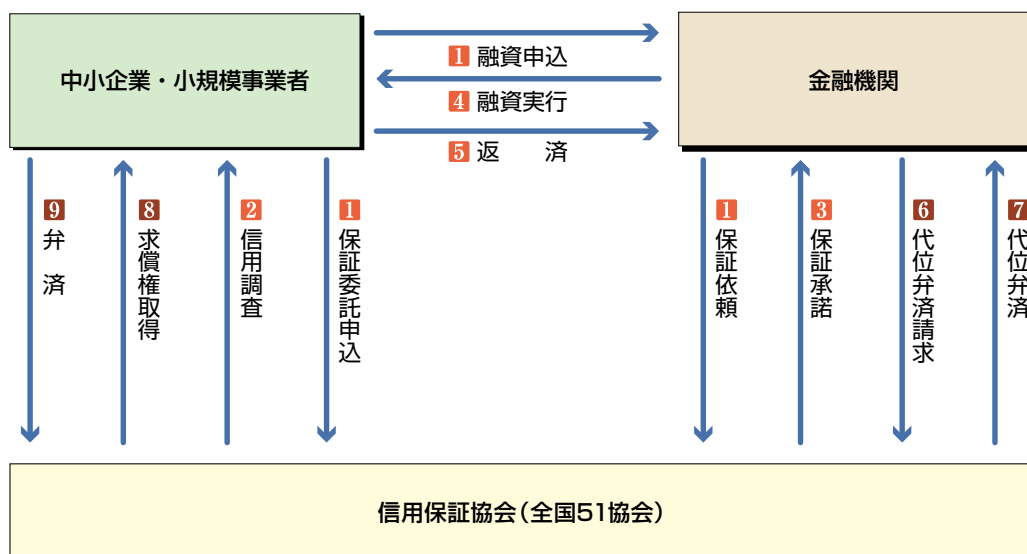
事業の維持、創造・発展に努める中小企業者に対して、公的機関として、その将来性と経営手腕を適正に評価することにより、企業の信用を創造し、「信用保証」を通じて金融の円滑化に努めるとともに、相談、診断、情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業の経営基盤の強化に寄与し、もって中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献します。

《信用保証協会事業の基本理念》

具体的には、事業の経営に真面目に努力し、将来に向かって発展の可能性のある中小企業・小規模事業者に対し、「公共的な保証人」となることにより融資の道を開く専門機関です。万一、その中小企業・小規模事業者が返済不能となったときは、代わって保証人である信用保証協会が金融機関に対し返済（代位弁済）を行います。

中小企業・小規模事業者、金融機関、信用保証協会の三者関係

信用保証制度は、中小企業・小規模事業者、金融機関および信用保証協会の三者関係で成り立っており、その仕組みは次のとおりとなっています。



(※) 6～9は事故の場合

- 1 信用保証のお申込は、融資を申込まれた金融機関を経由して頂くのが一般的ですが、商工団体および信用保証協会の本・支店に直接お申込いただく方法もあります。
- 2 信用保証協会は、事業内容、資金の妥当性、返済能力、将来性、人的信用力等を中心に信用調査をします。
- 3 信用保証協会は、審査の結果、信用保証を適当と認めるときは、金融機関に対して信用保証書を発行します。
- 4 金融機関は、信用保証書に基づき融資をします。このとき中小企業・小規模事業者は、所定の信用保証料を金融機関を通じて信用保証協会にお支払いいただきます。
- 5 中小企業・小規模事業者は融資条件に従って、金融機関にご返済していただきます。
- 6 中小企業・小規模事業者が万一、返済不能にいたる事故が生じた場合には、金融機関は信用保証協会に保証債務の履行（代位弁済）の請求をします。
- 7 信用保証協会は、この請求に基づき、中小企業・小規模事業者に代わって借入金の残債務を金融機関に支払います。これを「代位弁済」といいます。
- 8 信用保証協会が代位弁済を行うことにより、金融機関の有していた債権が信用保証協会に移転し、信用保証協会が求償権を取得します。なお、代位弁済後は、年14%の損害金が生じます。
- 9 以後、信用保証協会に返済していただきます。

国、地方公共団体からのバックアップ体制

信用保証協会は保証業務に伴うリスクに備えて、十分な資金的裏付けを必要としますが、このために国、北海道、市町村、金融機関から基金（出えん金、金融機関等負担金）の拠出を受けて運営の基礎としています。

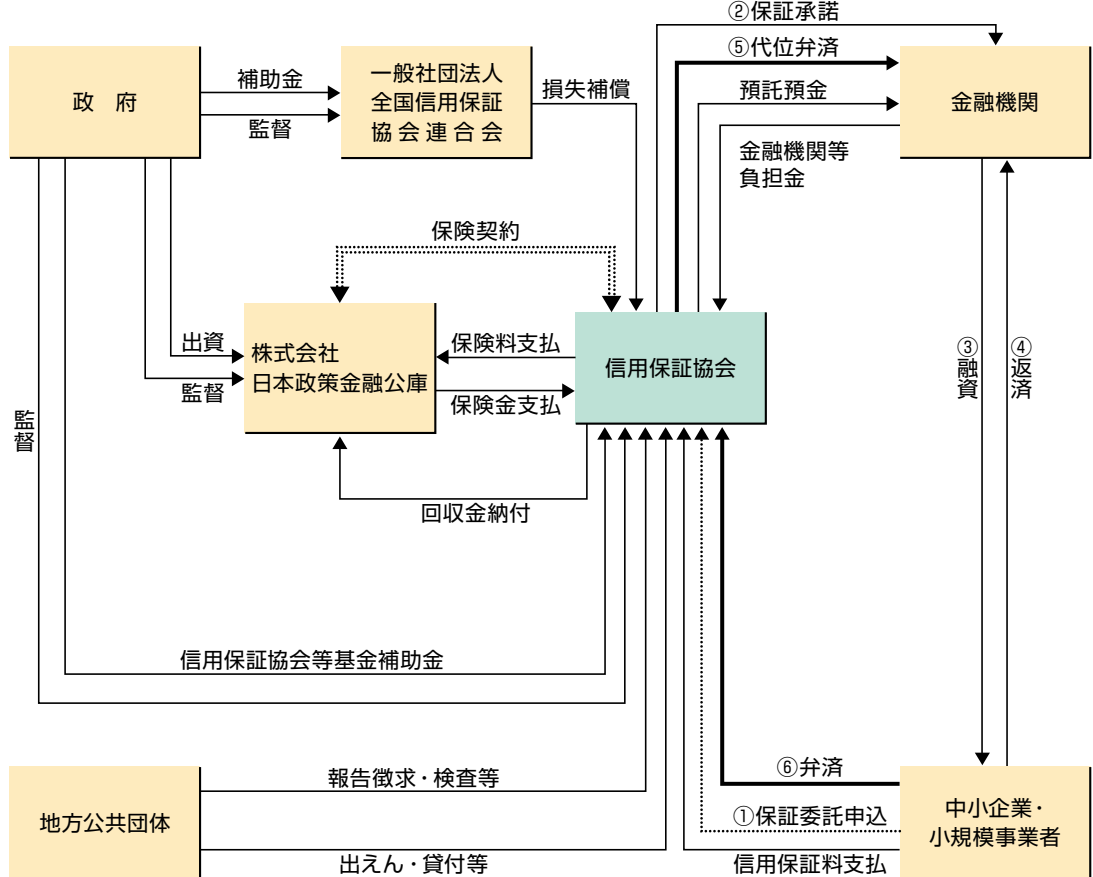
また、国からの信用保険によるバックアップを受けるほか、地方公共団体などから一部損失補償による補てんを受けています。

信用保証協会はこの支払いを受けた保険金や損失補償金を受領後、中小企業等から返済を受けた都府、日本政策金融公庫や地方公共団体などへ返納しています。

このように、信用保証、信用保険、損失補償は有機的に結合し、中小企業金融対策の一環として不可欠な役割を果たしていますが、これらを総称して「信用補完制度」と呼ばれています。

なお、信用保証協会は各都道府県を単位として47協会、市を単位として4協会の合計51協会があり、全国の保証債務残高は24兆円（平成29年3月末現在）となっています。

【信用補完制度の仕組み図】



(※)①～④は保証申込から返済まで、⑤、⑥は事故による代位弁済から回収まで

信用保証協会と金融機関の適切な連携

平成19年10月から信用保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業・小規模事業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資およびその後における経営支援や再生支援など、より一層適切な支援を行うこと等を目的として責任共有制度が開始されました。

責任共有制度の概要

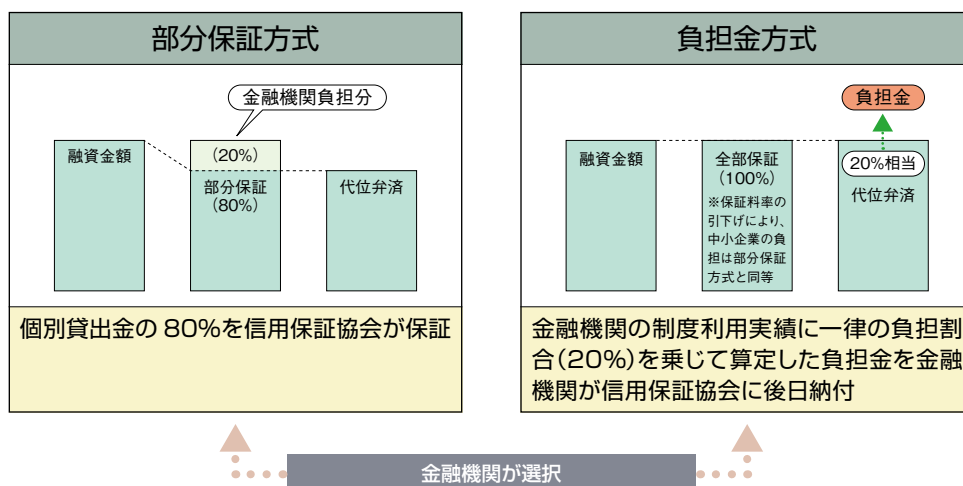
責任共有制度とは、従来、原則100%保証（全額保証）であった保証付融資について、保証協会と金融機関とが適切な責任分担を図る仕組みに変更したもので、「部分保証方式」と「負担金方式」があり、制度導入にあたり各金融機関にて、次のいずれかの方式を選択していただいております。

この方式のどちらを採用しているかによって、ご利用になる際の信用保証料、保証金額への影響はございません。

1. 部分保証方式 …………… 融資金額の80%を保証協会が保証する方式
2. 負担金方式 …………… 融資金額の100%を保証協会が保証するが、金融機関の保証利用実績〈代位弁済等実績率〉に応じた一定の負担金をお支払いいただく方式

※ 上記のいずれかにおいても負担割合は2割となり、同等です。

※ 責任共有制度導入前から実施されている部分保証制度（流動資産担保融資保証、特定社債保証等）は金融機関の方式選択にかかわらず、引続き部分保証となります。



責任共有制度の対象除外となる保証

原則として、すべての保証が責任共有制度の対象となりますが、以下の保証については責任共有制度の対象除外となります。

| | |
|----|---|
| 1 | 経営安定関連保証（セーフティネット保証）1～6号 |
| 2 | 災害関係保証 |
| 3 | 東日本大震災復興緊急保証 |
| 4 | 創業関連保証（再挑戦支援保証を含む） |
| 5 | 創業等関連保証 |
| 6 | 特別小口保証（ただし、特定非営利活動法人（NPO法人）の場合は責任共有対象となります。） |
| 7 | 事業再生保証 |
| 8 | 小口零細企業保証（ただし、特定非営利活動法人（NPO法人）の場合は、医業を主たる事業とする小規模NPO法人のみが対象となります。） |
| 9 | 求償権消滅保証 |
| 10 | 破綻金融機関等関連特別保証（中堅企業特別保証） |

このほか、経営力強化保証または事業再生計画実施関連保証を利用する場合で、責任共有対象外の保証付借入金を同額以内（借換対象借入金の残高以内）で借換する場合は、責任共有対象外の保証となります。

信用保証の概要について

信用保証をご利用いただける方

1. 道内に事業所等を有し、事業を営んでいる個人、会社、組合、その他の法人です。
2. 常時使用する従業員数または資本の額（出資の総額）のいずれかが下の表に該当する方です。
ただし、個人および医療法人の場合は従業員数が該当すればご利用いただけます。

| 業 種 | 資本金・出資金 | 従業員数 |
|---|-----------|--------|
| 製造業等 (運送業・建設業・鉱業等を含む) | 3億円以下 | 300人以下 |
| 政令特例業種 1. ゴム製品製造業（自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除く） | 3億円以下 | 900人以下 |
| 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| 小売業（飲食業を含む） | 5,000万円以下 | 50人以下 |
| サービス業 | 5,000万円以下 | 100人以下 |
| 政令特例業種 2. ソフトウェア業・ 情報処理サービス業 | 3億円以下 | 300人以下 |
| 3. 旅館業 | 5,000万円以下 | 200人以下 |

サービス業中の医業については次のとおりです。

| 業 種 | 従業員数 |
|-----|----------------------|
| 医 業 | 個人100人以下 法人300人以下 |

- * 農業、林業、漁業、金融・保険業および公序良俗に反する遊興娯楽業や風俗営業等の一部は保証の対象となりません。また、許可、認可、届出等を必要とする業種では、当該事業に係る許可等を受けていることの確認が必要です。詳しくは担当窓口へご相談ください。
- * 反社会的勢力は信用保証の対象とはなりません。

特定非営利活動法人（NPO 法人）

| 業 種 | 従業員数 |
|-------------|--------|
| 製造業 | 300人以下 |
| 卸売業・サービス業 | 100人以下 |
| 小売業（飲食業を含む） | 50人以下 |

信用保証の内容

☆最高限度額

個人・法人 2億8,000万円

組合 4億8,000万円

一企業の保証の限度額は、各制度を合算したものです。

この他、上記の限度額とは別枠で利用できる保証制度もあります。

☆資金用途

事業経営に必要な運転資金、設備資金

☆保証期間

制度保証で定めているもののほかは特にありません。

ただし、割引手形については割引の日から6ヵ月以内とします。

☆連帯保証人

原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要です。

ただし、実質経営者、営業許可名義人、当該事業に従事する配偶者、事業承継予定者は個々の実情に応じて、連帯保証人になっていただく場合もあります。

なお、信用保証協会が連帯保証人を不要と判断したお申込につきましては、無保証人での保証取扱が可能です。その際は「経営者保証ガイドライン対応保証」での保証取扱となります。

☆担保

必要に応じて提供いただきます。

*信用保証協会が担保を設定する際には、登録免許税の軽減措置が受けられます。

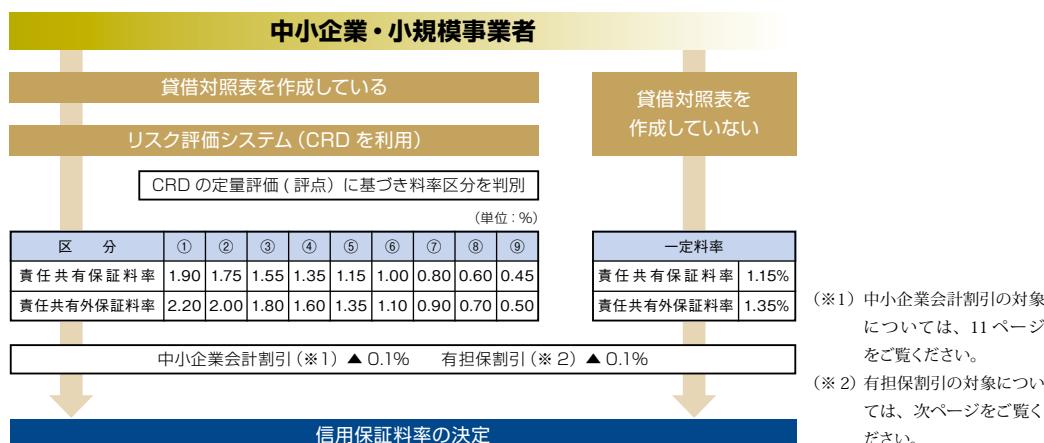
信用保証料率について

信用保証料率は中小企業・小規模事業者の経営状況に応じて、9段階の料率体系になっております。ただし、経営安定関連（セーフティネット）保証や流動資産担保融資保証（ABL保証）などの特別な保証は、政策的に配慮された一律の信用保証料率が適用されます。

なお、平成19年10月からの責任共有制度の開始により、基本的には「責任共有保証料率」が適用されますが、責任共有制度の対象除外となる保証については「責任共有対象外保証料率」が適用されます。

*信用（変更）保証書に表示する信用保証料率は、貸付金額（根保証の場合は極度額）に対する率で表示されます。

信用保証料率決定のプロセス



信用保証料の計算方法

借入（融資）金の返済方法に応じて、次のとおり計算します。

*月数保証による計算例です。確定日保証の場合は、期間を「日数」、12ヵ月を「365日」に置き換えて計算してください。

●一括返済の場合

$$\text{信用保証料} = \text{貸付金額} \times \text{信用保証料率} \times \frac{\text{計算期間（月数）}}{12 \text{ ヵ月}}$$

●分割返済の場合

$$\text{信用保証料} = \text{貸付金額} \times \text{信用保証料率} \times \frac{\text{計算期間（月数）}}{12 \text{ ヵ月}} \times \text{分割返済係数}$$

●据置期間・据置金額がある場合

$$\text{信用保証料} = \text{「ア. 据置期間部分」} + \text{「イ. 据置金額部分」} + \text{「ウ. 分割返済部分」}$$

ア. 据置期間部分 $\text{貸付金額} \times \text{信用保証料率} \times \frac{\text{据置期間（月数）}}{12 \text{ ヵ月}}$

イ. 据置金額部分 $\frac{\text{据置金額} \times \text{信用保証料率} \times (\text{保証期間（月数）} - \text{据置期間（月数）})}{12 \text{ ヵ月}}$
（最終回の返済金額－最終回の直前回の返済金額）

ウ. 分割返済部分 $(\text{貸付金額} - \text{据置金額}) \times \text{信用保証料率} \times \frac{\text{保証期間（月数）} - \text{据置期間（月数）}}{12 \text{ ヵ月}} \times \text{分割返済係数}$

| 返済回数 | 均等分割返済係数 | 不均等分割返済係数 |
|---------|----------|-----------|
| 6回以下 | 0.70 | 0.77 |
| 7回～12回 | 0.65 | 0.72 |
| 13回～24回 | 0.60 | 0.66 |
| 25回以上 | 0.55 | 0.61 |

信用保証料率のご照会

信用保証料率を確認したうえで保証申込を行いたい場合や金融機関が中小企業・小規模事業者に保証付き融資を提案する際に、あらかじめ信用保証料率も説明したいというご要望がある場合には、信用保証料率の目安をお知らせいたします。

（※なお、ご照会にあたっては中小企業・小規模事業者の方に同意をいただくようお願いいたします。）

主な保証制度の信用保証料率

| 制度名 | 信用保証料率 (※1) (単位：%) | | | | | | | | | 割引適用 | |
|-----------------------------|--------------------|------|------|------------|------|------|-------------|------|------|------------------------|--------------------|
| | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ | 中小会計割引 ▲0.1% | 有担保割引 ▲0.1%(※2) |
| 普通保証 | 1.90 | 1.75 | 1.55 | 1.35 | 1.15 | 1.00 | 0.80 | 0.60 | 0.45 | 次ページを ご覧ください | ○ |
| 無担保保証 | | | | | | | | | | | — |
| 長期経営資金保証(やくしん) | | | | | | | | | | | ○ |
| 手形貸付根保証 | | | | | | | | | | | |
| 借換保証(※3) | | | | | | | | | | | |
| 経営者保証ガイドライン対応保証 | 1.62 | 1.49 | 1.32 | 1.15 | 0.98 | 0.85 | 0.68 | 0.51 | 0.39 | | ○ |
| 手形割引根保証 | | | | | | | | | | | |
| 当座貸越根保証 | | | | | | | | | | | |
| カードローン根保証 | 1.52 | 1.40 | 1.24 | 1.08 | 0.92 | 0.80 | 0.64 | 0.48 | 0.36 | | — |
| 特定社債保証 | | | | | | | | | | | |
| 特別推せん保証(責任共有対象保証) | 1.76 | 1.60 | 1.44 | 1.28 | 1.08 | 0.88 | 0.72 | 0.56 | 0.40 | | — |
| 特別推せん保証(責任共有対象外保証) | | | | | | | | | | | |
| 小口零細企業保証(全国小口) | 2.20 | 2.00 | 1.80 | 1.60 | 1.35 | 1.10 | 0.90 | 0.70 | 0.50 | | ○ |
| 予約保証 | — | 1.90 | 1.75 | 1.55 | 1.35 | 1.15 | 1.00 | 0.80 | 0.60 | | |
| 予約保証(全国小口併用) | | 2.20 | 2.00 | 1.80 | 1.60 | 1.35 | 1.10 | 0.90 | 0.70 | | ○ |
| 経営力強化保証(責任共有対象保証) | 1.75 | 1.55 | 1.35 | 1.15 | 1.00 | 0.80 | 0.60 | 0.45 | 0.45 | — | |
| 経営力強化保証(責任共有対象外保証) | 2.00 | 1.80 | 1.60 | 1.35 | 1.10 | 0.90 | 0.70 | 0.50 | 0.50 | | |
| 流動資産担保融資保証(ABL保証) | 0.68 | | | | | | | | | — | |
| 無担保・無保証人保証(特別小口) | 0.72 | | | | | | | | | — | |
| 事業再生保証 | 2.20 | | | | | | | | | ○ | |
| 主な特例保証 | | | | | | | | | | | |
| 災害関係保証 | 普通保険 0.88 | | | 無担保保険 0.86 | | | 特別小口保険 0.60 | | | 次ページを ご覧ください | — |
| 経営安定関連保証(責任共有対象外保証) | 普通保険 0.75 | | | 無担保保険 0.73 | | | — | | | | |
| 経営安定関連保証(責任共有対象保証) | 0.86 | | | | | | | | | | |
| 創業等関連保証 | 1.00 | | | | | | | | | 設置 計 参 社 与 | |
| 創業関連保証・再挑戦支援保証 | 0.80 | | | | | | | | | | |
| 事業再生計画実施関連保証 (責任共有対象外保証) | | | | | | | | | | | |
| 事業再生計画実施関連保証 (責任共有対象保証) | | | | | | | | | | | |

(※1) 政策的に配慮された特別な保証、全国統一の保証料率が定められた保証以外の保証については、財務その他経営に関する情報を基に、リスク計測モデル(CRDモデル)により、算出された評点に応じて定める①～⑨区分の9段階の料率を基準料率とし、これに定性要因を加味して料率を決定します。なお、次のいずれかに該当する事業者については、⑤区分(経営力強化保証は④区分)を基準料率とします。

- ◇個人その他の法令で定めるところにより貸借対照表および損益計算書を作成する義務を課せられていない方であって貸借対照表および損益計算書がない方
- ◇事業開始後最初の事業年度の決算における貸借対照表および損益計算書がない方
- ◇連帯債務形式により保証付融資を利用する方

- (※2) 物的担保の提供がある場合は、基準料率より0.1%の割引を行います。
- (※3) 借換保証は、利用する各制度で定める料率が適用されます。(割引の有無を含む) 特例保険を適用する場合はそれぞれの特例保険の料率が適用されます。

※上記以外の保証制度に係る信用保証料率については、当協会宛にお問い合わせください。

中小企業会計割引について

下記（１）を満たす法人であって、保証申込時に下記（２）により計算書類の信頼性が高いことを確認した場合に、信用保証料率を 0.1%割引します。

（１）法人格等

- ①以下を除く株式会社および特例有限会社、合名会社、合資会社、合同会社
- ・金融商品取引法の規制の適用対象会社
 - ・会社法の会計監査人設置会社
- ②監査法人、特許業務法人、弁護士法人、税理士法人、司法書士法人、社会保険労務士法人、土地家屋調査士法人、行政書士法人

（注）個人事業主や医療法人、特定非営利活動法人（NPO 法人）など、上記①または②に該当しない場合は対象となりません。

また、中堅企業特別保証を利用する際の中堅企業も対象となりません。

（２）確認方法

確認方法（割引対象要件）には以下の２通りのパターンがあり、それぞれ割引対象となる保証が異なります。

①会計参与設置会社であることの確認

保証申込の受付から 3 ヶ月以内の商業登記簿謄本（履歴または現在事項全部証明書）写の提出を受け、会計参与の設置を確認します。

割引対象は、一括支払契約保証を除いた全ての保証となります。

②「中小企業の会計に関する基本要領」の適用状況の確認

中小企業の会計に関する基本要領（以下「基本要領」という。）の適用に関する確認書類（※）において、必要確認項目（33 項目）全てが基本要領に拠って会計処理されていることが必要となります。

割引対象は、責任共有制度対象かつ保証料率弾力化対象（9 段階の区分）となる保証（ただし、一括支払契約保証および特定社債保証を除く）に限定されています。

また、基本要領に基づく保証料割引の実施期間は、平成 30 年 3 月 30 日保証申込受付分まで延長となっています。

（※）確認書類として、全国信用保証協会連合会版と日本税理士連合会版の「『中小企業の会計に関する基本要領』の適用に関するチェックリスト」（以下「チェックリスト」という。）が用意されています。

いずれの様式であっても、チェックリスト（写でも可）に加えて「『中小企業の会計に関する基本要領』に基づく保証料割引制度の利用に関する確認・同意書」（原本）の申受けが必要となります。

全国信用保証協会連合会版チェックリストおよび「『中小企業の会計に関する基本要領』に基づく保証料割引制度の利用に関する確認・同意書」の様式は

当協会ホームページ（<http://www.cgc-hokkaido.or.jp>）、

日本税理士連合会版チェックリストは

日本税理士連合会のホームページ（<http://www.nichizeiren.or.jp>）

にてご確認願います。

多様な資金ニーズに応える

一般的な保証制度です

| 保証の種類 | 保証限度額 | 保証期間 | 保証料率 |
|-----------|------------|----------|--------------------------|
| 普通保証（有担保） | 2億円（組合4億円） | 定めはありません | 年0.35%～1.80% （割引適用あり） |
| 無担保保証 | 8,000万円 | 定めはありません | 年0.45%～1.90% （割引適用あり） |

反復継続的な資金を必要とされる方に

| 保証の種類 | 保証限度額 | 保証期間 | 保証料率 |
|-----------|------------------------|---------|--|
| 手形貸付根保証 | 有担保：2億円 無担保：8,000万円 | 2年以内 | 有担保： 年0.35%～1.80% （割引適用あり） 無担保： 年0.45%～1.90% （割引適用あり） |
| 手形割引根保証 | 有担保：2億円 無担保：8,000万円 | 1年以内 | 有担保： 年0.29%～1.52% （割引適用あり） 無担保： 年0.39%～1.62% （割引適用あり） |
| 当座貸越根保証 | 2億8,000万円 | 1年または2年 | 年0.39%～1.62% （割引適用あり） |
| カードローン根保証 | 2,000万円 | 1年または2年 | 年0.39%～1.62% （割引適用あり） |

月々の返済額を軽減し、資金繰り円滑化のために

| 保証の種類 | 保証限度額 | 保証期間 | 保証料率 |
|-------|----------------------------|-----------------------------------|---|
| 借換保証 | 2億8,000万円 （組合4億8,000万円） | 原則10年以内 *条件変更改善型借換保証は 15年以内 | 責任共有対象保証： 年0.45%～1.90% 責任共有対象外保証： 年0.50%～2.20% ただし、セーフティネット 保証を利用する場合はセー フティネット保証の料率と なります。 *条件変更改善型借換保証は 年0.45%～1.90% （割引適用あり） |

社債（私募債）を発行して資金調達をしたい方に

| 保証の種類 | 保証限度額 | 保証期間 | 保証料率 |
|--------|-----------------------------|----------|--------------------------|
| 特定社債保証 | 4億4,800万円 （発行額の80%の割合保証） | 2年以上7年以内 | 年0.36%～1.52% （割引適用あり） |

金融機関が推薦する一定の要件を満たした方に

| 保証の種類 | 保証限度額 | 保証期間 | 保証料率 |
|----------------------|---------------------------------------|--|---|
| 特別推せん保証 （スーパー130） | 1億3,000万円 *ただし、一般無担保保証残高 を含みます。 | 一括返済： 1年以上3年以内 分割返済： 1年以上7年以内 | 責任共有対象保証： 年0.36%～1.52% （割引適用あり） 責任共有対象外保証： 年0.40%～1.76% （割引適用あり） |

地域金融機関と協調して支援します

| 保証の種類 | 保証限度額 | 保証期間 | 保証料率 |
|------------------------|--|---|--------------------------|
| 協調融資型保証 (スクラム 3000) | 保証申込限度額3,000万円 *ただし、一般無担保保証 残高を含みます。 | 一括返済：1年以内 分割返済：10年以内 (据置期間はそれぞれの 期間のうち6ヵ月以内) | 年 0.45～1.35% (割引適用あり) |

小規模企業への安定的な資金調達のために

| 保証の種類 | 保証限度額 | 保証期間 | 保証料率 |
|--------------------|--|----------|---------------------------|
| 小口零細企業保証 (全国小口) | 1,250万円 *ただし、既存の保証残高 (根保証においては極度 額)を含みます。 | 原則として10年 | 年 0.50%～2.20% (割引適用あり) |

市区町村の認定を受けた方に

| 保証の種類 | 保証限度額 | 保証期間 | 保証料率 |
|--------------------------|--|----------|---|
| 経営安定関連保証 (セーフティネット保証) | 通常の保証限度額の別枠で 利用できます。 有担保：2億円(組合4億円) *金融機関破綻による認定は 3億円。 無担保：8,000万円 *災害関係保証を利用している 場合は合算となります。 | 定めはありません | 責任共有対象保証： 年 0.73%～0.75% (割引適用あり) 責任共有対象外保証： 年 0.60%～0.88% (割引適用あり) |

これから創業する方に、開業間もない方に

| 保証の種類 | 保証限度額 | 保証期間 | 保証料率 |
|---------------------------|---|-------|---------------------|
| 創業関連(再挑戦支援)保証・ 創業等関連保証 | 創業関連保証・再挑戦支援保証： 1,000万円※ (両保証合算) 創業等関連保証： 1,500万円 | 10年以内 | 年 0.86% (割引適用あり) |

※ 市町村長から、認定特定創業支援事業による支援を受けた旨の証明を受けた方の保証限度額は、1,500万円に引き上げられます。

経営力の強化のために

| 保証の種類 | 保証限度額 | 保証期間 | 保証料率 |
|---------|----------------------------|--|---|
| 経営力強化保証 | 2億8,000万円 (組合4億8,000万円) | 7年以内 ただし、運転資金のみは5 年以内、借換資金は10年 以内 | 責任共有対象保証： 年 0.45%～1.75% 責任共有対象外保証： 年 0.50%～2.00% |

「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえた無保証人の制度です

| 保証の種類 | 保証限度額 | 保証期間 | 保証料率 |
|---------------------|----------------------------|-----------------------------|---------------|
| 経営者保証ガイドライン 対応保証 | 2億8,000万円 (組合4億8,000万円) | 5年以内 ただし、運転資金のみは 3年以内 | 年 0.45%～1.90% |

売掛金や棚卸資産を有効に利用したい方に

| 保証の種類 | 保証限度額 | 保証期間 | 保証料率 |
|------------|-------------------------|---|--------------------|
| 流動資産担保融資保証 | 2億円 (借入金債務の80%の割合保証) | 根保証：1年間 ただし、3年を超えない 期間で延長できます。 個別保証：1年以内 | 年0.68% (割引適用あり) |

担保や保証人が不要な制度です

| 保証の種類 | 保証限度額 | 保証期間 | 保証料率 |
|------------------------|---------|----------|--------|
| 無担保・無保証人保証 (特別小口保証) | 1,250万円 | 定めはありません | 年0.72% |

大口で長期的な事業資金を必要とされている方に

| 保証の種類 | 保証限度額 | 保証期間 | 保証料率 |
|--------------------|--|--|--------------------------|
| 長期経営資金保証 (やくしん) | 2億円 *一件あたりの保証金額は 2,000万円以上で、100万円 単位です。 | 運転資金： 3年以上15年未満 設備資金： 3年以上20年以内 | 年0.45%～1.90% (割引適用あり) |

将来の資金ニーズのために

| 保証の種類 | 保証限度額 | 保証期間 | 保証料率 |
|-------|---------|---------------------|--|
| 予約保証 | 2,000万円 | 5年以内 (予約期間は365日) | 年0.60%～1.90% (小口零細企業保証を利用 する場合は年0.70%～ 2.20%) |

経営サポート会議や再生支援協議会等による計画に基づき再生を目指す方に

| 保証の種類 | 保証限度額 | 保証期間 | 保証料率 |
|------------------------------|----------------------------|-------|---|
| 事業再生計画実施関連保証 (経営改善サポート保証) | 2億8,000万円 (組合4億8,000万円) | 15年以内 | 責任共有対象保証： 年0.80% 責任共有対象外保証： 年1.00% |

法的再建手続き中の方のために

| 保証の種類 | 保証限度額 | 保証期間 | 保証料率 |
|--------|-------|-------|--------------------|
| 事業再生保証 | 2億円 | 10年以内 | 年2.20% (割引適用あり) |

平成29年度 年度経営計画

当協会では、業務運営に関する経営方針や取組むべき重点課題を明確に認識し、適切な業務運営を確保するため、年度経営計画を策定しています。

1. 業務環境

(1) 経済動向

わが国の景気は、一部に改善の遅れもみられますが、緩やかな回復基調が続いています。

北海道地域の景気は、緩やかに回復しています。最終需要面の動きをみると、公共投資は緩やかに増加しているものの、輸出は減少し、設備投資は、高水準ながらも弱めの動きがみられます。個人消費は雇用・所得環境が着実に改善していることを背景に回復しています。

観光は、好調さを増しています。住宅投資は緩やかに持ち直し、生産は、概ね横ばいとなっており、雇用・所得情勢をみると、労働需給は着実に改善しており、雇用者所得は回復しています。

(2) 中小企業を取巻く環境

景気全体としては緩やかに回復を続けているものの、人口減少や少子高齢化に起因する中長期的な需要の減少、人手・人材不足、事業承継の困難化など先行きの需要増加を見込めない中での経営環境には、依然として不透明感が拭いきれません。

2. 業務運営方針

これらの業務環境を踏まえ、中小企業対策における社会的役割を自覚し、信用保証制度が、中小企業・小規模事業者の事業の発展を支えるものとなるよう、以下の内容を基本方針として取組みます。

当年度は、中期事業計画の最終年度として各部門の業務推進はもとより、次期中期事業計画は、今後の信用保証制度見直しに適切に対応すべく策定し、将来展望を見据えた業務運営に努めます。

国および地方公共団体の施策に呼応し、経営安定関連（セーフティネット）保証、借換保証、創業関連保証等の各種政策保証の推進を図ることにより、中小企業・小規模事業者の多様なニーズに柔軟かつ的確に応え、金融の円滑化を図ります。

金融機関と連携し、適切なリスク分担を図りながら、事業性を評価した適切な保証審査に努め、関係機関と連携し、地域の課題の把握に努め、地域経済の発展への貢献を果たします。

「北海道中小企業支援ネットワーク」の事務局として、参加機関の連携促進に努め、地域全体の経営改善・再生スキルの向上を図り、関係機関との連携によるモニタリングや「経営サポート会議」および専門家を活用した中小企業・小規模事業者への改善計画策定支援等を積極的に推進することにより経営支援・再生支援を中心とした再生支援の機能強化に努めます。

そのために、主に次に掲げる項目を重点課題として取組みます。

3. 重点課題

(1) 政策保証の推進

中小企業・小規模事業者の資金調達の円滑化・多様化を図るため、各種政策保証の推進はもとより、地方公共団体の制度保証等の推進に努めます。

各種政策保証の取扱いについては、経営安定関連（セーフティネット）保証に対し適切に対応するほか、経営力強化保証、借換保証・条件変更改善型借換保証、流動資産担保融資保証、小口零細企業保証、創業関連保証・創業等関連保証、経営者保証ガイドライン対応保証、事業再生計画実施関連保証など中小企業・小規模事業者の多様な資金需要に的確に応えるため、金融機関とも連携のうえ積極的かつ弾力的に取組みます。

(2) 利便性の向上

- ① CRD および審査支援システムの活用により、審査の簡素化・効率化・迅速化に努め、中小企業・小規模事業者へのサービスの向上を図ります。
- ② 金融機関との情報の共有化を推進するとともに、事前相談・照会に対応します。
- ③ 「北海道小規模企業振興条例」の施行とあわせて、平成 28 年度より実施している北海道の「中小企業総合振興資金」のうち「小規模企業貸付」に対する信用保証料率の割引については、1 年間延長し、割引対象範囲拡大を継続します。
- ④ 本店業務部に設けている夜間経営相談窓口および専用ダイヤルによる経営支援の充実を図ります。

(3) 関係機関との連携強化

北海道、市町村、商工会議所、商工会、中小企業団体等との連携を密にし、中小企業・小規模事業者の実態や資金ニーズおよび地域の課題を把握することに努めます。

(4) 保証業務の充実

- ① 金融機関との連携強化
金融機関との適切なリスク分担および相互理解のため、意見交換会や勉強会、一日研修等を実施します。
- ② 協調融資型保証制度の推進
平成 28 年 10 月から実施している金融機関プロパーとの協調による当協会独自制度「スクラム 3000」を推進し、金融機関との適切なリスク分担を図ります。
- ③ 保証利用企業者ニーズの把握
多様なニーズを把握するため、企業者訪問等を実施します。
- ④ 創業支援の充実
ア. 本・支店における相談窓口を充実し、創業前を含めた創業者の相談・支援体制を強化するとともに、保証支援を行った創業者に対しては金融機関と連携し、適宜モニタリングの実施により、フォローアップ支援を行います。
イ. 創業支援機関としての認知度の向上を図るため、セミナーを実施するとともに、情報誌や SNS を活用した創業支援に関する情報発信を行い、創業を促進する環境整備に努めます。
- ⑤ 海外展開支援の取組
海外展開を目指す道内の中小企業・小規模事業者を後押しすべく、本店の「海外展開サポートデスク」の機能を強化し、関係機関と連携のうえ、相談体制の充実を図ります。

(5) 経営支援・事業再生の促進

- ① 中小企業診断士職員を関係機関の経営金融相談室に派遣するほか、本・支店における相談窓口を充実し、経営支援等の相談に適切なアドバイスを行います。
- ② 「北海道中小企業支援ネットワーク」の事務局として、定期的な会議の開催等により参加機関の連携促進に努め、地域全体の経営改善・再生スキルの向上を図ります。
- ③ 「経営サポート会議」の開催により、関係者が迅速に意見交換を行い、中小企業・小規模事業者の負担を軽減して、経営改善・事業再生の促進を図ります。
- ④ 専門家（税理士・公認会計士・中小企業診断士等）による診断・助言が必要な中小企業・小規模事業者には、必要とされる専門家を当協会が派遣し事業の維持、発展を図ります。
- ⑤ 「経営改善支援事業」による事業者訪問を実施し、外部専門家の派遣、経営診断および経営改善計画策定支援等を行うことで、中小企業・小規模事業者の経営改善に努めます。
- ⑥ 返済条件の緩和を繰り返すなど経営の安定に支障が生じている中小企業・小規模事業者に対しては金融機関と連携を図り、経営改善計画の進捗状況等をフォローのうえ、協会の保証制度の活用も検討し、正常化に向けた経営改善を促します。
- ⑦ 事業承継の円滑化を図るべく、本店の「事業承継サポートデスク」の機能を強化し、金融機関および関係機関と連携のうえ、積極的に事業承継支援に取り組めます。

- ⑧ 事業再生の可能性がある中小企業・小規模事業者については、中小企業再生支援協議会等と連携し、積極的に再生支援に取り組めます。
- また、再生支援を行った企業に対しては金融機関と連携し、モニタリングの実施によりフォローアップ支援等を行います。

(6) 回収の早期着手および関係部署との連携による回収の促進

- ① 期中支援部署との連携により代位弁済予定情報を把握します。
- また、速やかに債務者の現況を把握し、新規求償権に対する適切かつ効果的な回収方針を決定のうえ早期に着手します。
- ② 一部求償権の回収を保証協会サービサーに委託し、回収の最大化を図ります。

4. 事業計画

平成 29 年度の主要計画数値は右のとおりです。

| 項 目 | 計画額 |
|-------------|----------|
| 保 証 承 諾 | 3,240 億円 |
| 保 証 債 務 残 高 | 7,050 億円 |
| 保証債務平均残高 | 7,260 億円 |
| 代 位 弁 済 | 96 億円 |
| 回 収 | 27 億円 |

平成 28 年度事業概況

一般概況

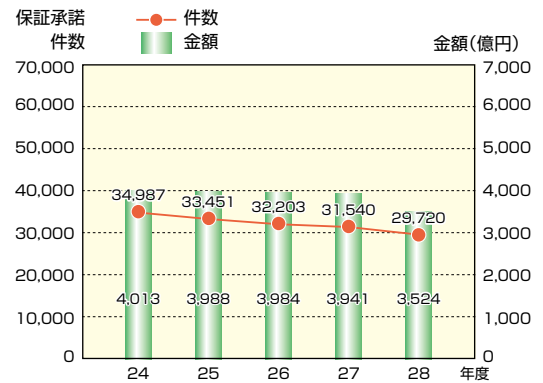
平成 28 年度の北海道経済は、好調な観光、設備投資の増加、雇用・所得環境の改善などを背景とした個人消費の回復により、総じて緩やかに回復してきております。

一方、道内中小企業を取巻く環境は、緩やかな回復基調にあるものの、人口減少や少子高齢化に起因する中長期的な需要の減少、事業承継の困難化など先行きの需要増加を見込めない中での経営環境には、依然として不透明感が拭いきれない状況にあります。

保証承諾

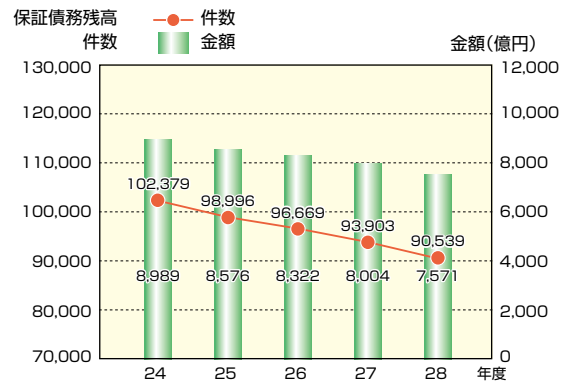
平成 28 年度の保証承諾は 29,720 件（前年比 94.2%）、3,524 億円（同 89.4%）となり、件数で 1,820 件、金額で 417 億円それぞれ減少しました。

要因としては、景気が緩やかな回復を続けているものの、道内の隅々まで景気回復を実感できるまでの環境下でないこと、道内中小企業・小規模事業者の借入に対する姿勢が未だ慎重であることなどから、保証承諾は前年度を下回る推移となりました。



保証債務残高

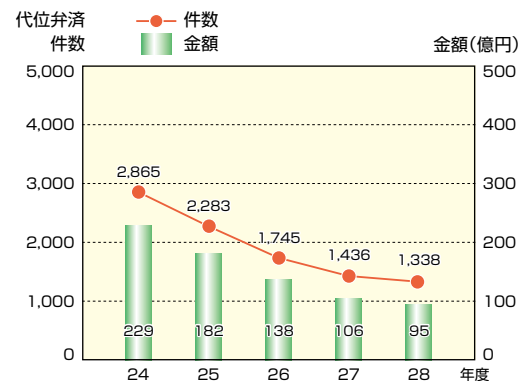
平成 29 年 3 月末の保証債務残高は 90,539 件（前年比 96.4%）、7,571 億円（同 94.6%）となり、件数で 3,364 件、金額では 433 億円それぞれ減少しました。



代位弁済

平成 28 年度の代位弁済は 1,338 件（前年比 93.2%）95 億円（同 89.7%）となり、件数で 98 件、金額で 11 億円それぞれ減少しました。

道内の景気の緩やかな回復や、借換保証の推進、貸付条件の緩和や延滞調整の強化、経営支援・再生支援等から代位弁済は件数、金額とも減少しました。



(単位 百万円、%)

| | 件数 | 金額 | 前年度比 | |
|------------|--------|---------|------|------|
| | | | 件数 | 金額 |
| 保証承諾 | 29,720 | 352,377 | 94.2 | 89.4 |
| 保証債務残高 | 90,539 | 757,089 | 96.4 | 94.6 |
| 所定期限経過債務残高 | 68 | 653 | 70.8 | 68.0 |
| 代位弁済 | 1,338 | 9,504 | 93.2 | 89.7 |
| 求償権回収 | — | 3,222 | — | 93.9 |

収支の状況

平成28年度の収支差額は24億72百万円となり、そのうち17億円を基金準備金に繰入し、期末の基本財産は552億円となりました。

また、収支差額のうち7億72百万円を収支差額変動準備金に繰入れた結果、期末の収支差額変動準備金は169億37百万円となりました。

(単位 百万円、%)

| | | 28年度 | 前年度比 |
|-------------|---------|--------|-------|
| 経常収支 | 経常収入 | 9,856 | 93.8 |
| | 経常支出 | 7,091 | 94.6 |
| | 経常収支差額 | 2,765 | 91.8 |
| 経常外収支 | 経常外収入 | 14,927 | 86.8 |
| | 経常外支出 | 15,220 | 86.9 |
| | 経常外収支差額 | ▲293 | 91.5 |
| 制度改革促進基金取崩額 | | 0 | — |
| 当期収支差額 | | 2,472 | 90.3 |
| 基本財産(年度末) | | 55,200 | 103.2 |
| 収支差額変動準備金 | | 16,937 | 104.8 |

外部評価委員会

当協会では、経営の透明性を一層向上させ、対外的な説明責任を果たすため、年度経営計画を積極的に公表し、計画の実施状況等について自己評価を行うとともに、第三者評価機関として、中小企業診断士、弁護士、公認会計士の有識者によって構成される外部評価委員会を設置し、業務実績等の客観的評価を受け、その結果を公表しております。

平成29年7月11日、第23回外部評価委員会が開催され、年度経営計画(平成28年度)の評価についての講評を受けました。外部評価委員会の意見・アドバイスを踏まえ作成した自己評価について、ホームページ等で公表しています。



貸借対照表 (平成 29 年 3 月 31 日 現在)

(単位 千円)

| 借 方 | | 貸 方 | |
|-----------------|-------------|-------------------|-------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 現 金 | 1,484 | 基 本 財 産 | 55,200,000 |
| 現 金 | 1,351 | 基 金 | 13,793,799 |
| 小 切 手 | 132 | 基 金 準 備 金 | 41,406,201 |
| 預 け 金 | 8,192,751 | 制 度 改 革 促 進 基 金 | 0 |
| 普 通 預 金 | 8,094,310 | 収 支 差 額 変 動 準 備 金 | 16,936,836 |
| 定 期 預 金 | 70,000 | 責 任 準 備 金 | 4,608,115 |
| 郵 便 貯 金 | 28,441 | 求 償 権 償 却 準 備 金 | 1,319,395 |
| 金 銭 信 託 | 0 | 退 職 給 与 引 当 金 | 2,063,287 |
| 有 価 証 券 | 77,096,255 | 損 失 補 償 金 | 14,113,724 |
| 国 債 | 0 | 保 証 債 務 | 757,088,588 |
| 地 方 債 | 29,669,715 | 求 償 権 補 て ん 金 | 0 |
| 社 債 | 47,420,540 | 借 入 金 | 0 |
| 株 式 | 6,000 | 雑 勘 定 | 14,633,367 |
| そ の 他 有 価 証 券 | 18,428 | 仮 受 金 | 12,550 |
| 再 生 フ ァ ン ド 出 資 | 18,428 | 保 険 納 付 金 | 232,180 |
| 動 産 ・ 不 動 産 | 3,421,604 | 損 失 補 償 納 付 金 | 64,326 |
| 事 業 用 不 動 産 | 3,371,246 | 未 経 過 保 証 料 | 14,315,487 |
| 事 業 用 動 産 | 50,358 | 未 払 保 険 料 | 5,813 |
| 損 失 補 償 金 見 返 | 14,113,724 | 未 払 費 用 | 3,010 |
| 保 証 債 務 見 返 | 757,088,588 | | |
| 求 償 権 | 3,371,946 | | |
| 譲 受 債 権 | 0 | | |
| 雑 勘 定 | 2,658,533 | | |
| 仮 払 金 | 62,577 | | |
| 保 証 金 | 0 | | |
| 厚 生 基 金 | 648,193 | | |
| 連 合 会 勘 定 | 500 | | |
| 未 収 利 息 | 140,878 | | |
| 未 経 過 保 険 料 | 1,806,385 | | |
| 合 計 | 865,963,312 | 合 計 | 865,963,312 |

※千円未満は四捨五入しています。

貸借対照表の用語解説

| 借 方 | 貸 方 |
|--|--|
| <p>現金・預け金 保証の利用を促進するため、各金融機関へ預け入れしています。</p> | <p>基本財産 一般企業の資本金に相当するものです。地方公共団体や金融機関等から拠出された「基金」と過去の収支差額の累計「基金準備金」で構成されています。</p> |
| <p>有価証券 安全有利な資金運用を行うため、社債・地方債などを保有しています。</p> | <p>制度改革促進基金 部分保証制度等によって生じた損失を優先的に処理するための基金です。 ※平成 28 年度末における基金残高はありません。</p> |
| <p>損失補償金見返 貸方の損失補償金と同額を見返りとして計上しています。</p> | <p>収支差額変動準備金 収支差額に欠損が生じた場合などに備え協会経営の安定のために積立られています。平成 28 年度は当期収支差額から 7 億 71 百万円を繰入しました。</p> |
| <p>保証債務見返 貸方の保証債務と同額を見返りとして計上しています。</p> | <p>責任準備金 責任準備金 将来の不測の事態に備えて年度末の保証債務に対して一定の割合で積立られています。</p> |
| <p>求償権 金融機関に代位弁済し取得した債権が求償権ですが、経理上の求償権は、代位弁済した金額から回収金ならびに償却分（保険金償却・損失補償金償却・自己償却分）を控除した金額です。</p> | <p>退職給与引当金 損失補償金 地方公共団体等が信用保証協会の保証債務履行に基づく損失につき補償を行う場合の限度額を計上しています。</p> |
| <p>未經過保険料 当年度中に日本政策金融公庫に支払った保険料のうち、翌事業年度以降にかかる部分を計上しています。</p> | <p>保証債務 保証債務残高を計上しています。</p> |
| <p>その他</p> | <p>借入金 日本政策金融公庫等からの借入金を計上します。 ※当協会では借入金はありません。</p> |
| | <p>未經過保証料 受入保証料のうち翌事業年度以降にかかる部分を計上しています。</p> |
| | <p>未払保険料</p> |
| | <p>その他</p> |

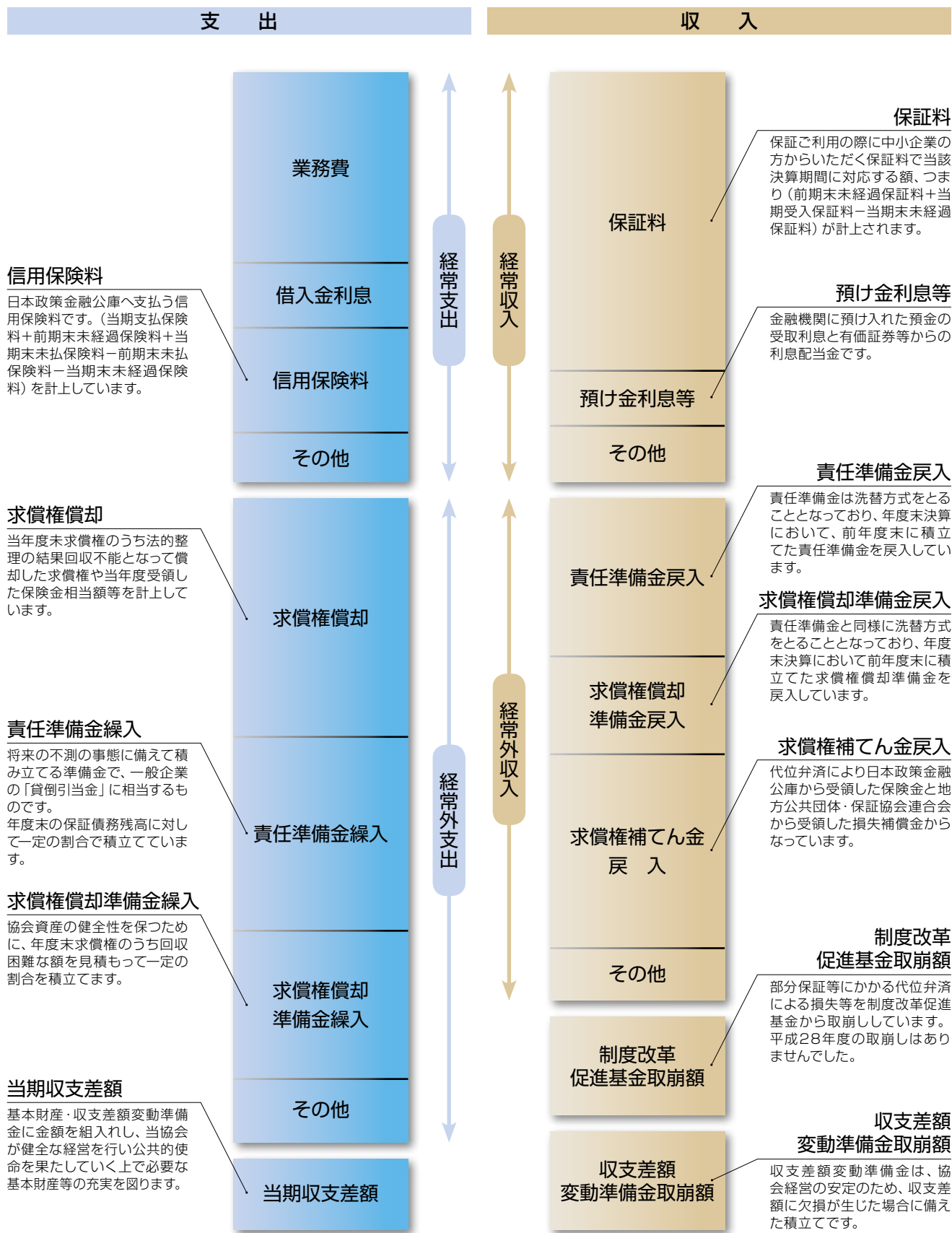
収支計算書

(単位 千円)

| | |
|--------------|------------|
| 経常収入 | 9,856,318 |
| 保証料 | 7,405,662 |
| 預け金利息 | 1,205 |
| 有価証券利息・配当金 | 1,140,580 |
| 調査料 | 0 |
| 延滞保証料 | 1,012 |
| 損害金 | 35,092 |
| 事務補助金 | 19,039 |
| 責任共有負担金 | 1,148,046 |
| 雑収入 | 105,682 |
| 経常支出 | 7,091,341 |
| 業務費 | 2,812,448 |
| 借入金利息 | 0 |
| 信用保険料 | 4,000,033 |
| 責任共有負担金納付金 | 264,304 |
| 雑支出 | 14,555 |
| 経常収支差額 | 2,764,978 |
| 経常外収入 | 14,926,746 |
| 償却求償権回収金 | 197,255 |
| 責任準備金戻入 | 4,898,985 |
| 求償権償却準備金戻入 | 1,647,335 |
| 求償権補てん金戻入 | 8,177,084 |
| 保険金 | 7,048,763 |
| 損失補償補てん金 | 1,128,322 |
| 補助金 | 0 |
| その他収入 | 6,087 |
| 経常外支出 | 15,220,184 |
| 求償権償却 | 9,271,497 |
| 譲受債権償却 | 0 |
| 有価証券償却 | 0 |
| 雑勘定償却 | 17,605 |
| 退職金 | 2,974 |
| 責任準備金繰入 | 4,608,115 |
| 求償権償却準備金繰入 | 1,319,395 |
| その他支出 | 598 |
| 経常外収支差額 | ▲ 293,438 |
| 制度改革促進基金取崩額 | 0 |
| 収支差額変動準備金取崩額 | 0 |
| 当期収支差額 | 2,471,540 |
| 収支差額変動準備金繰入額 | 711,540 |
| 基本財産繰入額 | 1,700,000 |

※千円未満は四捨五入しています。

収支計算書の用語解説



財産目録

(単位 千円)

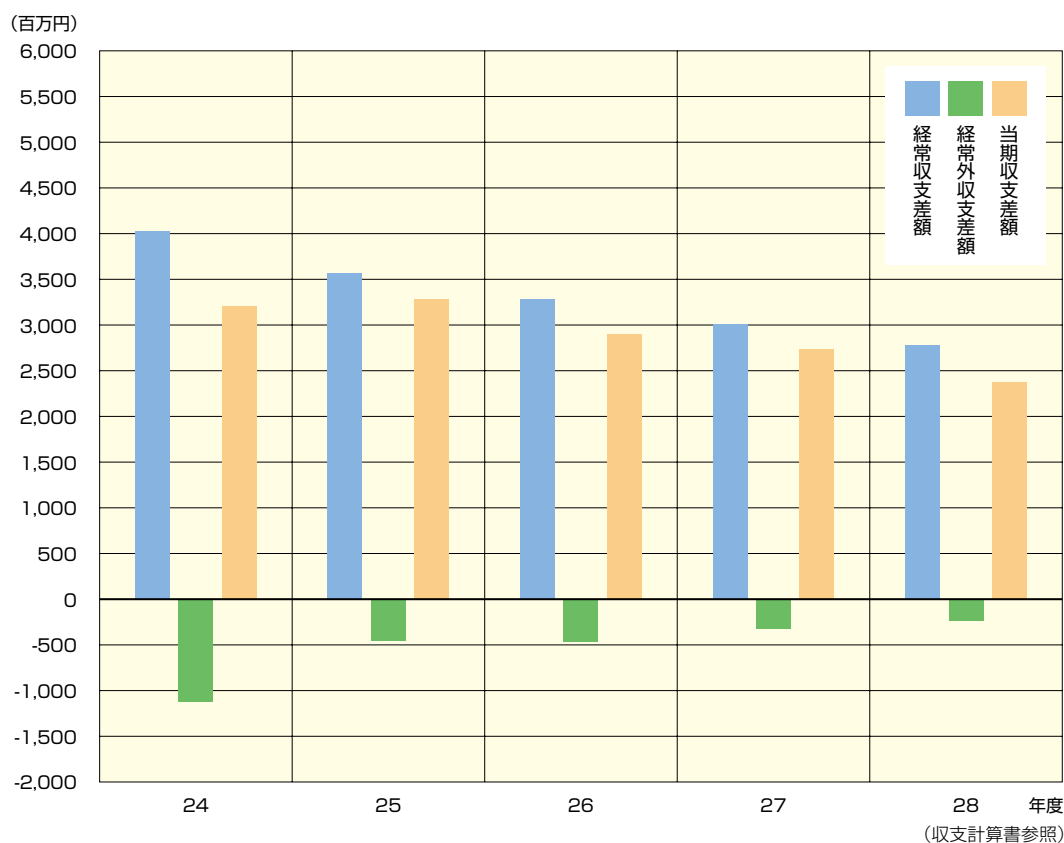
| 資 産 | | 負 債 | |
|---------------|-------------|-----------------|-------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 現 金 | 1,484 | 責 任 準 備 金 | 4,608,115 |
| 預 け 金 | 8,192,751 | 求 償 権 償 却 準 備 金 | 1,319,395 |
| 金 銭 信 託 | 0 | 退 職 給 与 引 当 金 | 2,063,287 |
| 有 価 証 券 | 77,096,255 | 損 失 補 償 金 | 14,113,724 |
| その他有価証券 | 18,428 | 保 証 債 務 | 757,088,588 |
| 動 産・不 動 産 | 3,421,604 | 求 償 権 補 て ん 金 | 0 |
| 損 失 補 償 金 見 返 | 14,113,724 | 借 入 金 | 0 |
| 保 証 債 務 見 返 | 757,088,588 | | |
| 求 償 権 | 3,371,946 | 雑 勘 定 | 14,633,367 |
| 譲 受 債 権 | 0 | | |
| 雑 勘 定 | 2,658,533 | | |
| 合 計 | 865,963,312 | 合 計 | 793,826,476 |
| | | 正 味 財 産 | 72,136,836 |

※千円未満は四捨五入しています。

収支差額の推移

(単位 百万円)

| 年度 | 経常収入 | 経常支出 | 経常収支差額 | 経常外収入 | 経常外支出 | 経常外収支差額 | 金融安定化特別基金取崩額 | 制度改革促進基金取崩額 | 収支差額変動準備金取崩額 | 当期収支差額 |
|----|--------|-------|--------|--------|--------|---------|--------------|-------------|--------------|--------|
| 24 | 11,994 | 7,973 | 4,022 | 37,266 | 38,391 | ▲1,126 | 0 | 310 | 0 | 3,206 |
| 25 | 11,338 | 7,773 | 3,565 | 33,105 | 33,562 | ▲457 | 0 | 172 | 0 | 3,280 |
| 26 | 11,037 | 7,760 | 3,277 | 22,691 | 23,152 | ▲460 | 0 | 85 | 0 | 2,902 |
| 27 | 10,508 | 7,496 | 3,013 | 17,200 | 17,521 | ▲321 | 0 | 45 | 0 | 2,737 |
| 28 | 9,856 | 7,091 | 2,765 | 14,927 | 15,220 | ▲293 | 0 | 0 | 0 | 2,472 |



基本財産の推移

基本財産とは一般企業の資本金に相当するもので、地方公共団体や金融機関等から拠出された「基金」と過去の収支差額の累計から成る「基金準備金」で構成されています。当協会における保証債務の最高限度額は、定款により基本財産の60倍と定められており、中小企業・小規模事業者の債務保証需要に安定的に応え、将来にわたり公共的使命を果たしていくためには、基本財産の充実が不可欠となります。

(単位 千円)

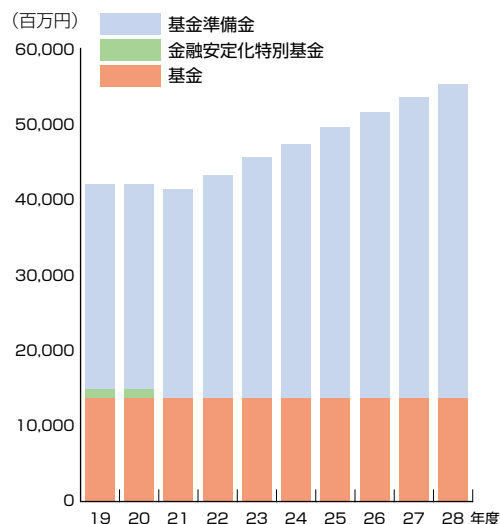
| 年度 | 基金 | 金融安定化特別基金* | 基金準備金 | 合計 |
|----|------------|------------|------------|------------|
| 19 | 13,793,799 | 1,180,162 | 27,026,039 | 42,000,000 |
| 20 | 13,793,799 | 1,161,620 | 27,026,039 | 41,981,458 |
| 21 | 13,793,799 | 0 | 27,606,201 | 41,400,000 |
| 22 | 13,793,799 | 0 | 29,406,201 | 43,200,000 |
| 23 | 13,793,799 | 0 | 31,806,201 | 45,600,000 |
| 24 | 13,793,799 | 0 | 33,506,201 | 47,300,000 |
| 25 | 13,793,799 | 0 | 35,706,201 | 49,500,000 |
| 26 | 13,793,799 | 0 | 37,706,201 | 51,500,000 |
| 27 | 13,793,799 | 0 | 39,706,201 | 53,500,000 |
| 28 | 13,793,799 | 0 | 41,406,201 | 55,200,000 |

(貸借対照表参照)

基金の構成

| | 北海道 | 市町村 | 金融機関等 |
|--|------------|---------|-----------|
| | 12,345,046 | 411,680 | 1,037,073 |

*金融安定化特別基金は、平成10年10月から平成12年度にかけて実施した中小企業金融安定化特別保証を実施するために造成された基金で、この制度から生じた損失を補填する基金です。平成21年度末をもって、金融安定化特別基金は廃止され、基金の残額は損失補償金勘定に振替えしました。



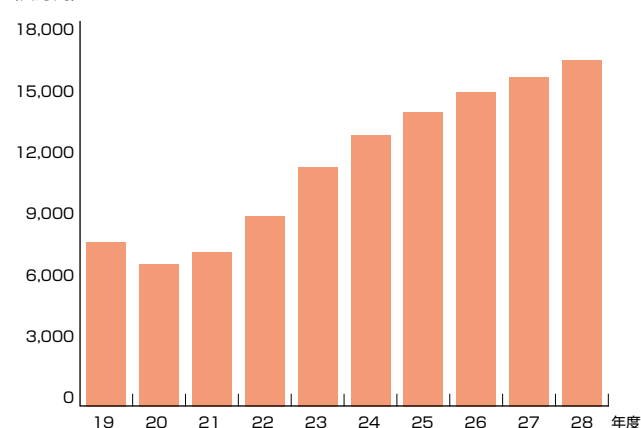
収支差額変動準備金の推移

収支差額変動準備金は一般企業の利益準備金に相当するものです。収支差額に欠損が生じた場合などに備え、協会運営の安定化を図るべき準備金で、毎年度の収支差額について、その1/2を限度として収支差額変動準備金に積立て（繰入）することができます。

(単位 千円)

| 年度 | 繰入 | 取崩 | 残高 |
|----|-----------|-----------|------------|
| 19 | 990,718 | 0 | 8,453,955 |
| 20 | 0 | 1,023,904 | 7,430,051 |
| 21 | 542,755 | 0 | 7,972,806 |
| 22 | 1,705,955 | 0 | 9,678,761 |
| 23 | 2,261,726 | 0 | 11,940,487 |
| 24 | 1,505,617 | 0 | 13,446,104 |
| 25 | 1,080,067 | 0 | 14,526,171 |
| 26 | 902,183 | 0 | 15,428,354 |
| 27 | 736,942 | 0 | 16,165,296 |
| 28 | 771,540 | 0 | 16,936,836 |

残高
(百万円)

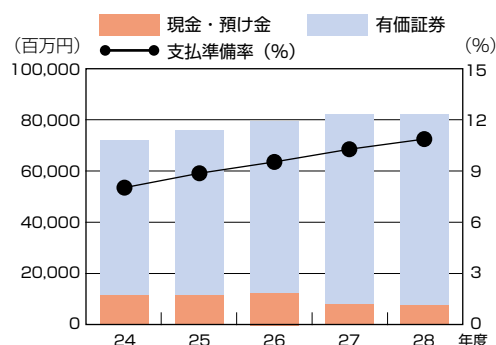


支払準備資産の推移 (借入金および関連会社株式を除く)

(単位 千円)

| 年度 | 現金・預け金 | 有価証券 | 合計 | 支払準備率* (支払準備資産 / 保証債務残高) |
|----|------------|------------|------------|-----------------------------|
| 24 | 12,151,971 | 60,886,466 | 73,038,437 | 8.13% |
| 25 | 11,977,162 | 65,004,507 | 76,981,669 | 8.98% |
| 26 | 12,680,689 | 67,658,245 | 80,338,934 | 9.65% |
| 27 | 8,547,940 | 74,664,395 | 83,212,335 | 10.40% |
| 28 | 8,194,235 | 77,090,255 | 85,284,490 | 11.26% |

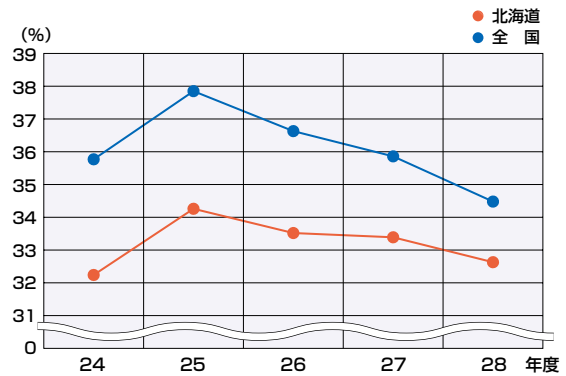
*支払準備率については業務方法書において2%以上を保有することになっております。



保証利用度の推移

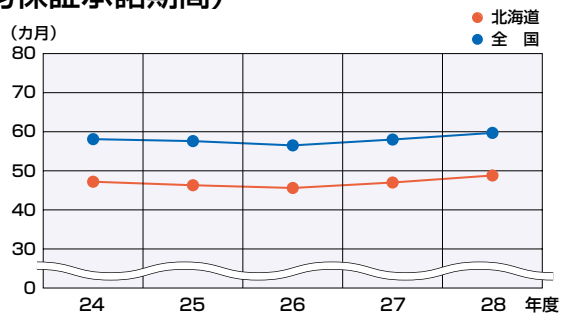
| 年度 | 北海道 | 全国 |
|----|--------|--------|
| 24 | 32.24% | 35.77% |
| 25 | 34.26% | 37.85% |
| 26 | 33.52% | 36.63% |
| 27 | 33.39% | 35.86% |
| 28 | 32.63% | 34.48% |

※保証利用度 = $\frac{\text{保証利用企業者数}}{\text{中小企業者数 (2016年版中小企業白書)}}$



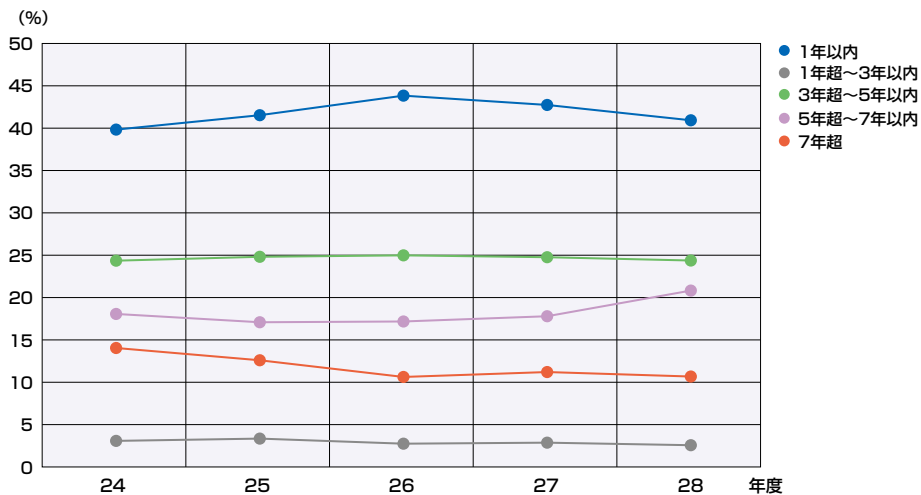
平均保証承諾期間の推移 (1件あたりの平均保証承諾期間)

| 年度 | 北海道 | 全国 |
|----|---------|---------|
| 24 | 47.2 カ月 | 58.1 カ月 |
| 25 | 46.3 カ月 | 57.6 カ月 |
| 26 | 45.6 カ月 | 56.5 カ月 |
| 27 | 47.0 カ月 | 58.0 カ月 |
| 28 | 48.8 カ月 | 59.7 カ月 |



保証承諾額の保証期間別構成比の推移

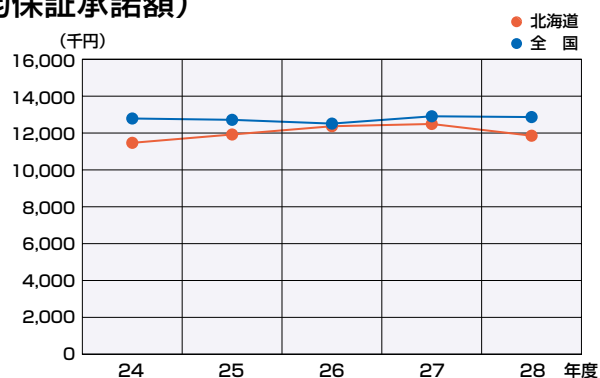
| 年度 | 1年以内 | 1年超～3年以内 | 3年超～5年以内 | 5年超～7年以内 | 7年超 |
|----|--------|----------|----------|----------|--------|
| 24 | 39.96% | 3.20% | 24.48% | 18.19% | 14.17% |
| 25 | 41.66% | 3.47% | 24.94% | 17.21% | 12.72% |
| 26 | 43.97% | 2.87% | 25.11% | 17.30% | 10.75% |
| 27 | 42.87% | 2.99% | 24.89% | 17.92% | 11.33% |
| 28 | 41.06% | 2.69% | 24.50% | 20.95% | 10.80% |



平均保証承諾額の推移 (1件あたりの平均保証承諾額)

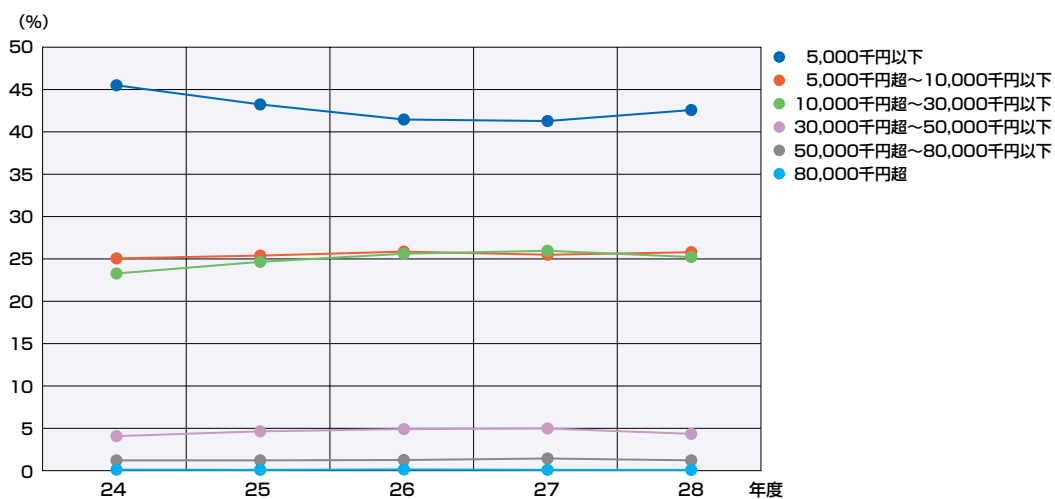
(単位 千円)

| 年 度 | 北海道 | 全 国 |
|-----|--------|--------|
| 24 | 11,471 | 12,791 |
| 25 | 11,923 | 12,719 |
| 26 | 12,371 | 12,514 |
| 27 | 12,494 | 12,911 |
| 28 | 11,857 | 12,869 |



保証承諾額の金額帯別構成比の推移 (件数の構成比)

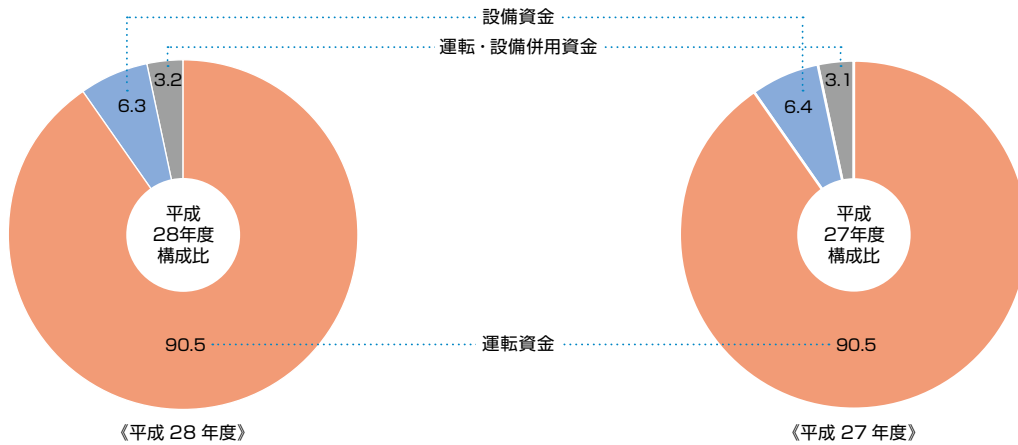
| 年 度 | 5,000 千円以下 | 5,000 千円超～ 10,000 千円以下 | 10,000 千円超～ 30,000 千円以下 | 30,000 千円超～ 50,000 千円以下 | 50,000 千円超～ 80,000 千円以下 | 80,000 千円超 |
|-----|------------|---------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|------------|
| 24 | 45.63% | 25.19% | 23.41% | 4.20% | 1.34% | 0.24% |
| 25 | 43.37% | 25.52% | 24.78% | 4.77% | 1.34% | 0.22% |
| 26 | 41.59% | 25.99% | 25.74% | 5.03% | 1.38% | 0.27% |
| 27 | 41.41% | 25.62% | 26.09% | 5.10% | 1.56% | 0.22% |
| 28 | 42.71% | 25.92% | 25.35% | 4.47% | 1.34% | 0.21% |



資金使途別保証承諾状況

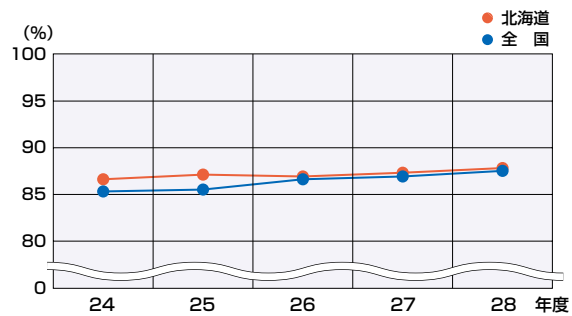
(単位 百万円・%)

| | 平成 28 年度 | | | | 平成 27 年度 | | | |
|-----------------|----------|---------|------|-------|----------|---------|-------|-------|
| | 件数 | 金額 | 前年比 | 構成比 | 件数 | 金額 | 前年比 | 構成比 |
| 運 転 資 金 | 25,517 | 318,882 | 89.4 | 90.5 | 27,243 | 356,780 | 98.6 | 90.5 |
| 設 備 資 金 | 2,984 | 22,253 | 88.7 | 6.3 | 3,109 | 25,090 | 99.7 | 6.4 |
| 運 転・設 備 併 用 資 金 | 1,219 | 11,242 | 92.2 | 3.2 | 1,188 | 12,193 | 108.0 | 3.1 |
| 合 計 | 29,720 | 352,377 | 89.4 | 100.0 | 31,540 | 394,063 | 98.9 | 100.0 |



保証承諾に占める無担保扱の推移

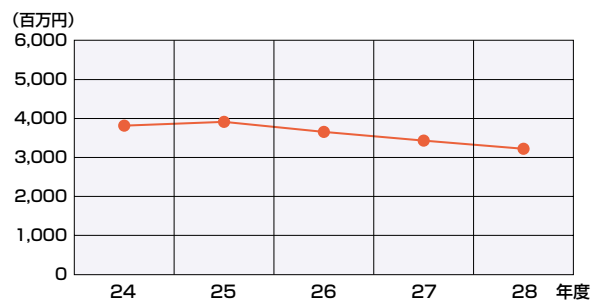
| 年 度 | 北海道 | 全 国 |
|-----|-------|-------|
| 24 | 86.6% | 85.3% |
| 25 | 87.1% | 85.5% |
| 26 | 86.9% | 86.6% |
| 27 | 87.3% | 86.9% |
| 28 | 87.8% | 87.5% |



求償権回収の状況

(単位 百万円)

| 年 度 | 求償権回収額 |
|-----|--------|
| 24 | 3,814 |
| 25 | 3,911 |
| 26 | 3,654 |
| 27 | 3,431 |
| 28 | 3,222 |

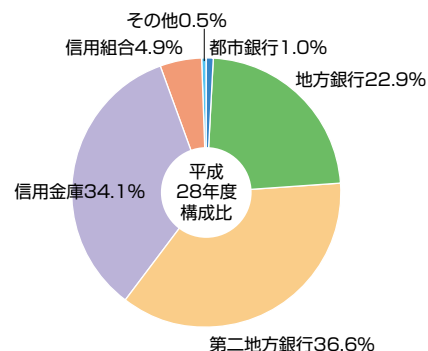


保証承諾 (平成 28 年度)

金融機関群別保証承諾

(単位 百万円・%)

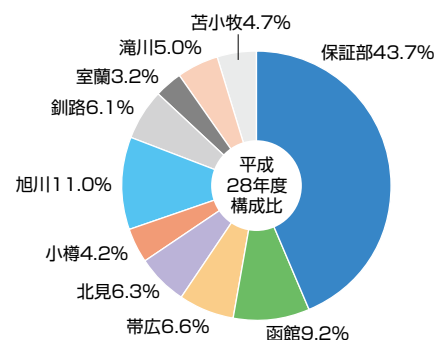
| 区分 | 件数 | 金額 | 前年比 | | 構成比 |
|--------|--------|---------|--------|--------|-------|
| | | | 件数 (%) | 金額 (%) | |
| 都市銀行 | 149 | 3,506 | 78.0 | 75.9 | 1.0 |
| 地方銀行 | 5,022 | 80,650 | 78.3 | 71.2 | 22.9 |
| 第二地方銀行 | 8,007 | 129,045 | 100.2 | 99.4 | 36.6 |
| 信用金庫 | 13,933 | 120,115 | 97.5 | 95.3 | 34.1 |
| 信用組合 | 2,483 | 17,194 | 96.7 | 91.7 | 4.9 |
| その他 | 126 | 1,866 | 143.2 | 123.3 | 0.5 |
| 合計 | 29,720 | 352,377 | 94.2 | 89.4 | 100.0 |



本支店別保証承諾

(単位 百万円・%)

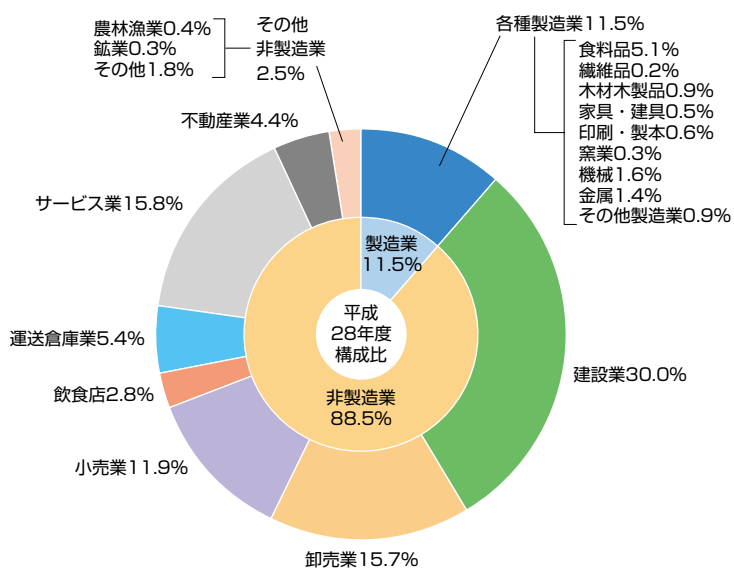
| 区分 | 件数 | 金額 | 前年比 | | 構成比 |
|-----|--------|---------|--------|--------|-------|
| | | | 件数 (%) | 金額 (%) | |
| 保証部 | 11,593 | 154,054 | 95.1 | 94.9 | 43.7 |
| 函館 | 2,615 | 32,245 | 98.2 | 88.8 | 9.2 |
| 帯広 | 2,540 | 23,338 | 98.2 | 84.0 | 6.6 |
| 北見 | 1,849 | 22,333 | 94.8 | 94.3 | 6.3 |
| 小樽 | 1,254 | 14,714 | 85.8 | 77.6 | 4.2 |
| 旭川 | 3,792 | 38,860 | 93.7 | 84.9 | 11.0 |
| 釧路 | 2,042 | 21,630 | 85.9 | 79.3 | 6.1 |
| 室蘭 | 939 | 11,107 | 92.4 | 79.7 | 3.2 |
| 滝川 | 1,643 | 17,600 | 96.3 | 86.9 | 5.0 |
| 苫小牧 | 1,453 | 16,496 | 94.1 | 93.0 | 4.7 |
| 合計 | 29,720 | 352,377 | 94.2 | 89.4 | 100.0 |



業種別保証承諾

(単位 百万円・%)

| 区分 | 金額 | 前年比 (%) | 構成比 |
|--------|---------|---------|-------|
| 製造業 | 40,622 | 81.2 | 11.5 |
| 食料品 | 18,019 | 76.7 | 5.1 |
| 繊維品 | 666 | 81.7 | 0.2 |
| 木材木製品 | 3,223 | 79.1 | 0.9 |
| 家具・建具 | 1,785 | 98.1 | 0.5 |
| 印刷・製本 | 2,233 | 95.6 | 0.6 |
| 窯業 | 1,230 | 81.0 | 0.3 |
| 機械 | 5,613 | 86.5 | 1.6 |
| 金属 | 5,001 | 83.0 | 1.4 |
| その他製造業 | 2,854 | 82.7 | 0.9 |
| 非製造業 | 311,755 | 90.6 | 88.5 |
| 農林漁業 | 1,336 | 86.2 | 0.4 |
| 鉱業 | 1,220 | 59.0 | 0.3 |
| 建設業 | 105,771 | 86.3 | 30.0 |
| 卸売業 | 55,221 | 88.4 | 15.7 |
| 小売業 | 42,068 | 97.2 | 11.9 |
| 飲食店 | 9,903 | 117.3 | 2.8 |
| 運送倉庫業 | 18,926 | 87.2 | 5.4 |
| サービス業 | 55,634 | 93.3 | 15.8 |
| 不動産業 | 15,568 | 100.9 | 4.4 |
| その他 | 6,109 | 87.9 | 1.8 |
| 合計 | 352,377 | 89.4 | 100.0 |

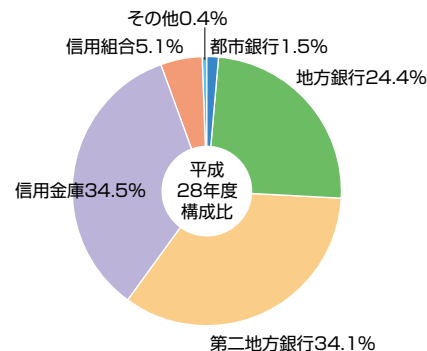


保証債務残高 (平成 29 年3月31日現在)

金融機関群別保証債務残高

(単位 百万円・%)

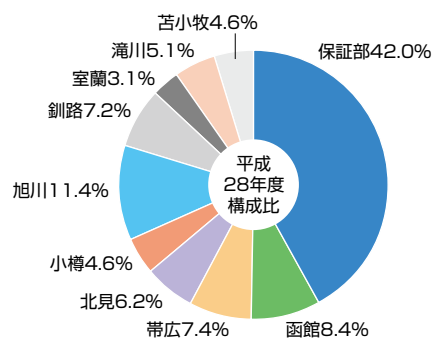
| 区分 | 件数 | 金額 | 前年比 | | 構成比 |
|--------|--------|---------|--------|--------|-------|
| | | | 件数 (%) | 金額 (%) | |
| 都市銀行 | 895 | 11,385 | 89.8 | 83.6 | 1.5 |
| 地方銀行 | 16,337 | 184,945 | 91.4 | 86.6 | 24.4 |
| 第二地方銀行 | 23,605 | 257,999 | 96.0 | 99.8 | 34.1 |
| 信用金庫 | 41,916 | 260,834 | 98.4 | 96.3 | 34.5 |
| 信用組合 | 7,375 | 38,371 | 98.4 | 94.5 | 5.1 |
| その他 | 411 | 3,555 | 107.6 | 104.2 | 0.4 |
| 合計 | 90,539 | 757,089 | 96.4 | 94.6 | 100.0 |



本支店別保証債務残高

(単位 百万円・%)

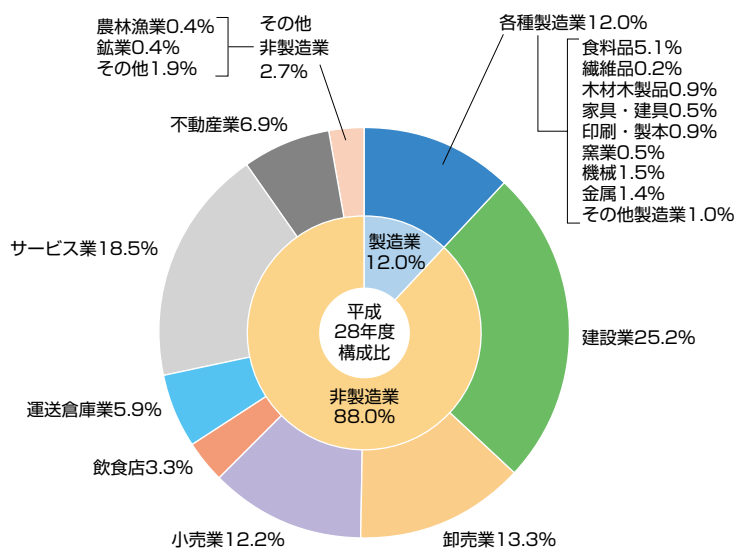
| 区分 | 件数 | 金額 | 前年比 | | 構成比 |
|-----|--------|---------|--------|--------|-------|
| | | | 件数 (%) | 金額 (%) | |
| 保証部 | 35,706 | 317,998 | 95.3 | 94.9 | 42.0 |
| 函館 | 7,030 | 63,336 | 98.8 | 96.7 | 8.4 |
| 帯広 | 8,465 | 56,331 | 100.6 | 95.1 | 7.4 |
| 北見 | 5,448 | 46,698 | 96.4 | 94.3 | 6.2 |
| 小樽 | 3,918 | 34,870 | 94.0 | 90.9 | 4.6 |
| 旭川 | 11,412 | 86,480 | 97.5 | 94.3 | 11.4 |
| 釧路 | 6,584 | 54,385 | 94.9 | 91.5 | 7.2 |
| 室蘭 | 2,848 | 23,443 | 94.6 | 94.1 | 3.1 |
| 滝川 | 4,753 | 38,970 | 98.0 | 97.6 | 5.1 |
| 苫小牧 | 4,375 | 34,576 | 95.4 | 94.1 | 4.6 |
| 合計 | 90,539 | 757,089 | 96.4 | 94.6 | 100.0 |



業種別保証債務残高

(単位 百万円・%)

| 区分 | 金額 | 前年比 (%) | 構成比 |
|--------|---------|---------|-------|
| 製造業 | 91,060 | 91.8 | 12.0 |
| 食料品 | 38,769 | 91.4 | 5.1 |
| 繊維品 | 1,504 | 91.1 | 0.2 |
| 木材木製品 | 6,866 | 88.4 | 0.9 |
| 家具・建具 | 3,981 | 93.3 | 0.5 |
| 印刷・製本 | 6,567 | 94.8 | 0.9 |
| 窯業 | 3,451 | 89.3 | 0.5 |
| 機械 | 11,381 | 93.6 | 1.5 |
| 金属 | 10,831 | 96.4 | 1.4 |
| その他製造業 | 7,710 | 87.0 | 1.0 |
| 非製造業 | 666,028 | 95.0 | 88.0 |
| 農林漁業 | 2,711 | 100.2 | 0.4 |
| 鉱業 | 3,195 | 83.4 | 0.4 |
| 建設業 | 190,750 | 94.1 | 25.2 |
| 卸売業 | 100,671 | 91.6 | 13.3 |
| 小売業 | 92,469 | 95.7 | 12.2 |
| 飲食店 | 25,317 | 99.2 | 3.3 |
| 運送倉庫業 | 44,492 | 95.4 | 5.9 |
| サービス業 | 140,233 | 95.7 | 18.5 |
| 不動産業 | 51,975 | 100.1 | 6.9 |
| その他 | 14,216 | 95.4 | 1.9 |
| 合計 | 757,089 | 94.6 | 100.0 |

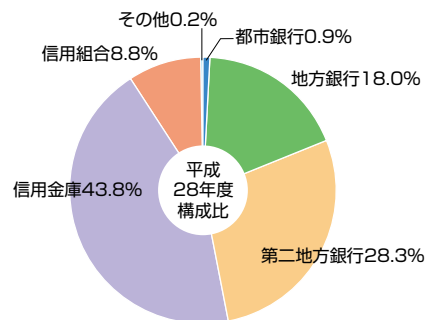


代位弁済 (平成 28 年度)

金融機関群別代位弁済

(単位 百万円・%)

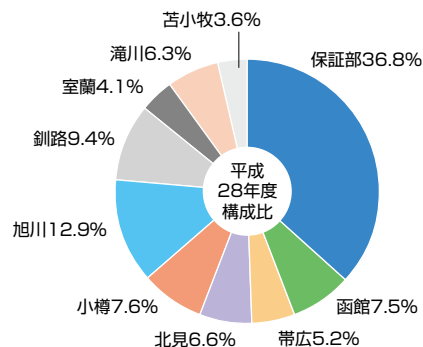
| 区分 | 件数 | 金額 | 前年比 | | 構成比 |
|--------|-------|-------|--------|--------|-------|
| | | | 件数 (%) | 金額 (%) | |
| 都市銀行 | 10 | 89 | 62.5 | 42.6 | 0.9 |
| 地方銀行 | 193 | 1,711 | 110.3 | 93.3 | 18.0 |
| 第二地方銀行 | 319 | 2,688 | 75.6 | 72.1 | 28.3 |
| 信用金庫 | 661 | 4,162 | 101.2 | 108.1 | 43.8 |
| 信用組合 | 152 | 837 | 101.3 | 107.6 | 8.8 |
| その他 | 3 | 15 | 15.0 | 7.9 | 0.2 |
| 合計 | 1,338 | 9,504 | 93.2 | 89.7 | 100.0 |



本支店別代位弁済

(単位 百万円・%)

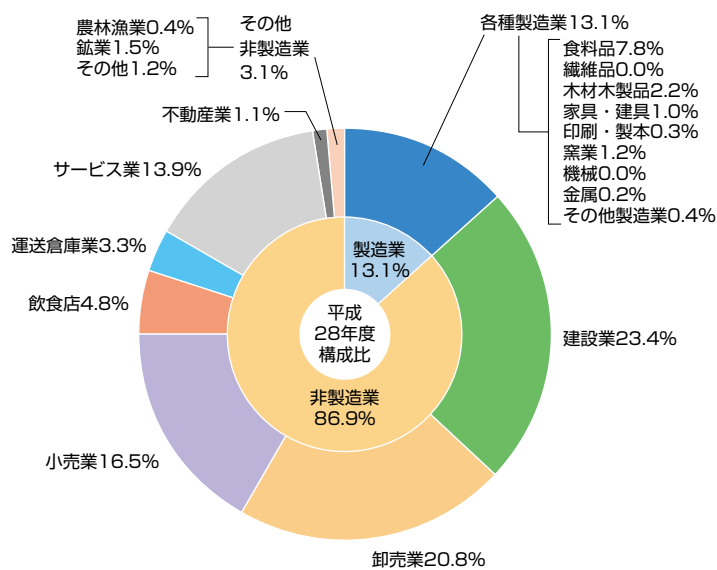
| 区分 | 件数 | 金額 | 前年比 | | 構成比 |
|-----|-------|-------|--------|--------|-------|
| | | | 件数 (%) | 金額 (%) | |
| 保証部 | 572 | 3,499 | 90.1 | 72.6 | 36.8 |
| 函館 | 86 | 715 | 60.6 | 64.8 | 7.5 |
| 帯広 | 74 | 497 | 79.6 | 75.0 | 5.2 |
| 北見 | 83 | 625 | 118.6 | 72.5 | 6.6 |
| 小樽 | 88 | 721 | 139.7 | 137.5 | 7.6 |
| 旭川 | 130 | 1,224 | 71.4 | 103.4 | 12.9 |
| 釧路 | 123 | 891 | 110.8 | 137.6 | 9.4 |
| 室蘭 | 42 | 392 | 79.2 | 148.3 | 4.1 |
| 滝川 | 80 | 598 | 186.0 | 196.4 | 6.3 |
| 苫小牧 | 60 | 343 | 136.4 | 153.6 | 3.6 |
| 合計 | 1,338 | 9,504 | 93.2 | 89.7 | 100.0 |



業種別代位弁済

(単位 百万円・%)

| 区分 | 金額 | 前年比 (%) | 構成比 |
|-------------|-------|---------|-------|
| 製造業 | 1,244 | 78.6 | 13.1 |
| 食料品 | 745 | 83.3 | 7.8 |
| 繊維品 | 0 | 0.0 | 0.0 |
| 木材木製品 | 210 | 151.0 | 2.2 |
| 家具・建具 | 93 | 605.4 | 1.0 |
| 印刷・製本 | 30 | 22.7 | 0.3 |
| 窯業 | 113 | 0.0 | 1.2 |
| 機械 | 0 | 0.0 | 0.0 |
| 金属 | 21 | 37.6 | 0.2 |
| その他製造業 | 32 | 13.1 | 0.4 |
| 非製造業 | 8,260 | 91.7 | 86.9 |
| 農林漁業 | 41 | 231.0 | 0.4 |
| 鉱業 | 140 | 211.5 | 1.5 |
| 建設業 | 2,225 | 86.1 | 23.4 |
| 卸売業 | 1,975 | 111.1 | 20.8 |
| 小売業 | 1,571 | 80.4 | 16.5 |
| 飲食店 | 457 | 65.0 | 4.8 |
| 運送倉庫業 | 314 | 190.7 | 3.3 |
| サービス業 | 1,324 | 113.0 | 13.9 |
| 不動産業 | 101 | 46.6 | 1.1 |
| その他 | 111 | 31.4 | 1.2 |
| 合計 | 9,504 | 89.7 | 100.0 |



顔の見える協会・信頼される協会への取組

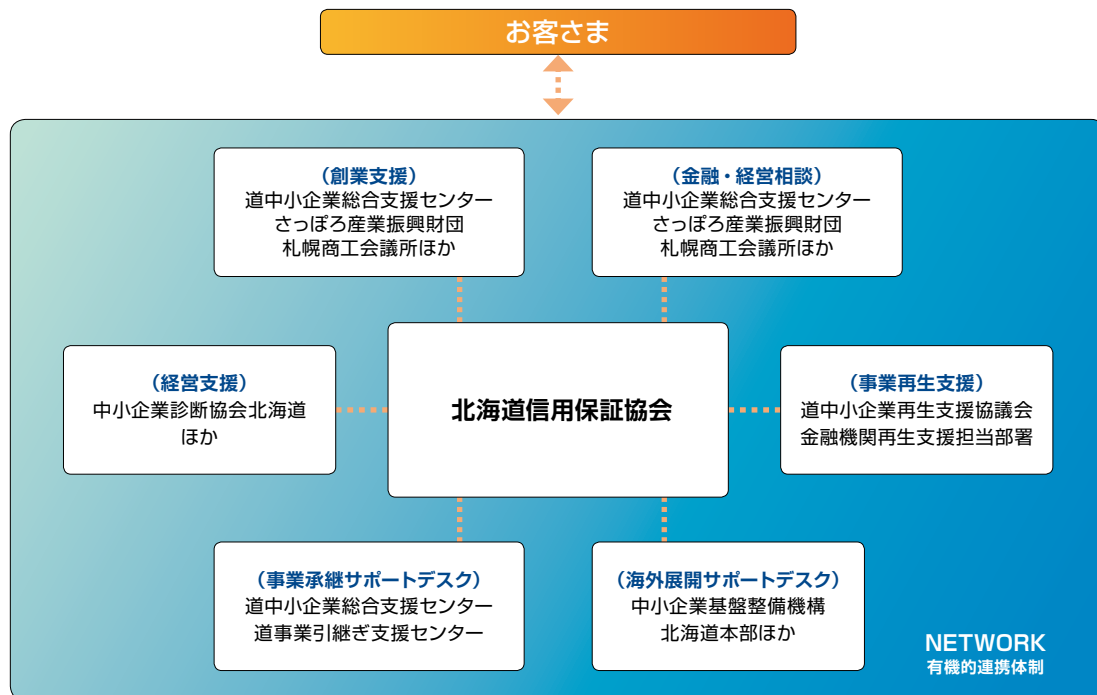
当協会では、本店業務部に中小企業診断士、全国信用保証協会連合会認定経営アドバイザーの有資格者で構成された専任部署を設置し、創業支援、経営支援、事業再生支援、経営相談に積極的に取り組んでおります。

また、「北海道中小企業支援ネットワーク」の事務局として構成機関との連携促進、地域全体の経営改善・再生スキルの向上に努め、中小企業・小規模事業者のよきパートナーとして「顔の見える協会」「信頼される協会」を目指して取り組んでおります。

また、当協会では、平成28年4月1日付で、業務部企業支援課内に「事業承継サポートデスク」、「海外展開サポートデスク」を設置しました。

近時において、多くの中小企業では経営者の高齢化や後継者問題が内在し、事業の継続を通じた地域経済の活力維持や雇用の確保を図る事業承継の重要性が増していること、また、経済のグローバル化や国内市場の縮小が進展する中において、今後海外に進出しようとする中小企業者の増加が見込まれることから、当協会においても、より広く経営支援体制を構築すべく、新たに「事業承継サポートデスク」、「海外展開サポートデスク」を設置したものです。

各デスクには担当者（業務部企業支援課）を設置し、事業承継・海外展開に関する経営相談、資金調達相談等の対応をいたします。



1. 創業支援

創業を予定されているお客さまからのご相談について、創業支援機関としての機能強化に努めております。過去から蓄積された創業に関する統計データなどを活用し、創業に関する様々なご相談にお応えしております。

創業支援時および創業支援後には、適宜、企業訪問を実施しております。(平成 28 年度 21 企業実施)

また、過年度に訪問した企業のフォローアップを実施しております。(平成 28 年度 50 企業実施)

(1) 創業保証の実績 (保証承諾)

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|----------------|-----------------|-------------------|
| 創業関連保証・創業等関連保証 | 981 件 3,902 百万円 | 1,216 件 4,817 百万円 |



(2) 創業に関する情報発信

創業の役割についての理解を広めることによって、創業に対する社会的評価が高まり、創業がしやすい環境整備を進め、さらには、創業マインドの醸成に繋げることを目的に、次の取組を行っております。

① 学生向け創業セミナー

学生が創業に対し興味・関心を抱いていただくことを目的に、平成 26 年度から大学および専門学校で創業セミナーを開催しております。

平成 28 年度は、1 大学・1 専門学校・1 高校に対し、合計 5 回の創業セミナーを開催し、合計 114 名の方にご参加いただきました。

② 創業者向けセミナー

平成 28 年度より創業者の育成を目的として、上期に「女性向け起業セミナー」、下期に「創業者向けセレクトセミナー」を開催しました。

ア. 私らしくはたらく女性起業セミナー

平成 28 年 7 月 20 日 (水) を第 1 回目に、毎週 1 回 3 時間、合計 4 回を 1 サイクルとして、女性講師による女性のみを対象とした内容で開催し、合計 21 名の方にご参加いただきました。



イ. 創業者向けセレクトセミナー

平成 29 年 2 月 13 日（月）を第 1 回目に、創業に役立つ 5 つテーマについて参加者が興味のあるものだけ選択したうえで受講できる個別セミナーを合計 5 回開催し、延べ 147 名の方にご参加いただきました。



③ 北の四大学ビジネスプラン発表会～北の大地を大学連携で結ぶ～

平成 28 年 12 月 17 日（土）に、北海道庁旧本庁舎（赤れんが庁舎）において、「北の四大学ビジネスプラン発表会～北の大地を大学連携で結ぶ～」を開催し、80 名の方にご来場いただきました。

本発表会は、平成 27 年度から専門分野の異なる道内 4 大学の交流により学生の多様な価値観や社会性を共有すること、また、各々の研究を起業という観点で考えることで、若者や学生の創業マインドの醸成に繋げること、さらには産学官連携による創業者育成を図ることを目的に開催しております。

ア. イベント名

北の四大学ビジネスプラン発表会～北の大地を大学連携で結ぶ～

イ. 開催日時

平成 28 年 12 月 17 日（土）13:30～17:10

ウ. 開催場所（入場無料）

北海道庁旧本庁舎（赤れんが庁舎）2 階 2 号会議室
札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

エ. 開催形式

主催：小樽商科大学グローバル戦略推進センター産学官連携推進部門、
北海道信用保証協会

共催：公立はこだて未来大学、北見工業大学、帯広畜産大学、
経済産業省北海道経済産業局、北海道、
（公財）北海道中小企業総合支援センター

オ. 参加大学

小樽商科大学、公立はこだて未来大学、北見工業大学、帯広畜産大学

カ. プログラム

- ・主催者挨拶 小樽商科大学 学長 和田健夫
 - ・創業支援の取組について 北海道信用保証協会 常務理事 高橋義典
 - ・学生によるビジネスプランの発表
 - ・講演「成功する創業者・失敗する創業者
～クラウドファンディングの活用と合わせて～」
株式会社 ACT NOW 代表取締役 杉山 央 氏
 - ・ビジネスプランの講評・表彰
- 優秀賞：帯広畜産大学



④ 創業情報誌

地域への幅広い創業に関する情報発信と掲載事業者のPRを目的として創業情報誌「BUSINESS SUPPORT TEAM JOURNAL (BSTJ)」を発行しております。

平成28年度については、VOL.7を6月に、VOL.8を10月に、VOL.9を平成29年1月に、VOL.10を平成29年3月に発行しました。



⑤ オーエンチャンネル

平成27年度から北海道で活躍している創業者を紹介する動画コンテンツ「オーエンチャンネル」の配信を開始しました。

北海道で活躍している創業者を取材させていただき、創業の動機や経緯、これから創業される方へのアドバイスメッセージなどを、動画によってリアルに感じていただけます。

平成28年度については、VOL.3・VOL.4を6月に、VOL.5を10月に、VOL.6を平成29年1月に配信しました。



⑥ 創業・経営支援チーム facebook ページ

北海道信用保証協会では、平成26年3月から「北海道信用保証協会 創業支援チーム」の名称で、創業支援に関する取組を中心に情報発信を行っていましたが、平成28年度より当協会の経営支援に関する取組についても情報発信することとし、名称を「北海道信用保証協会 創業・経営支援チーム」に変更しました。

今後は「創業・経営支援チーム」という愛称名でfacebookページを開設し、創業支援に関する情報に加え、経営支援に関する様々な情報も発信していきますので、引き続きよろしくお願いたします。

<http://www.facebook.com/cgc.hokkaido.sougyoushien.team>



2. 経営支援

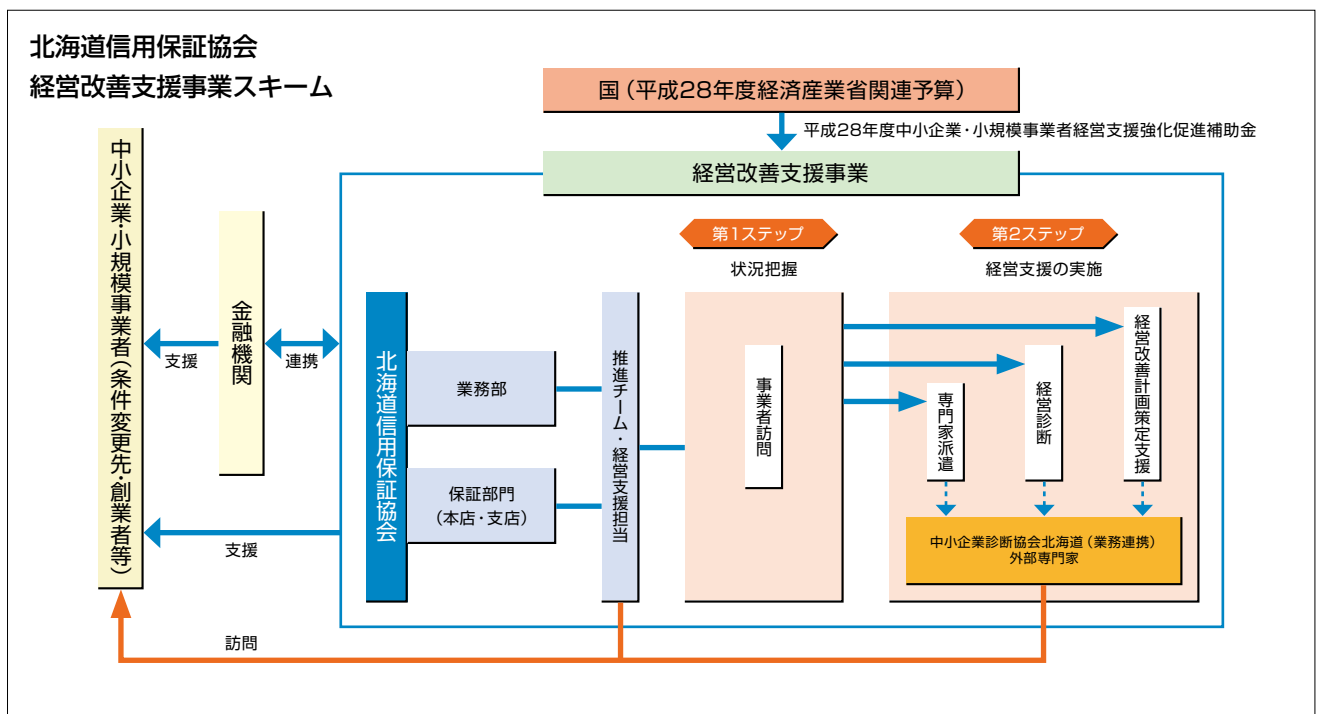
(1) 経営改善支援事業

当協会では、平成27年4月から経営の安定に支障が生じている事業者について、地域金融機関等と連携して外部専門家の活用などにより保証先中小企業・小規模事業者の経営改善を促進するために、経営改善支援事業を実施しております。

経営改善支援事業の経営支援ツールとしては、「専門家派遣」、「経営診断」、「経営改善計画策定支援」の3種類となります。

平成28年度、全道252事業者への訪問を実施し、その中から経営支援ツールを利用した実績は下記のとおりとなっております。

| | 専門家派遣 | 経営診断 | 経営改善計画策定支援 | 合計 |
|------|-------|------|------------|-----|
| 事業者数 | 63 | 20 | 27 | 110 |
| 派遣回数 | 189 | 66 | 91 | 346 |



(2) 専門家派遣事業（当協会独自）

平成 25 年度から当協会独自の専門家派遣事業を実施しており、事業開始後、専門家を 63 企業に 178 回派遣しています。



(3) 保証後のフォローアップの実施

信用保証を通じた資金繰り支援はもちろんのこと、中小企業の皆様の経営上の様々な課題に対して、保証後のフォローアップを実施しております。

平成 28 年度のフォローアップ活動については、下記のとおりとなっております。

| | 経営改善支援先 | 事業再生支援先 | 創業支援先 | その他支援先 | 合計 |
|------|---------|---------|-------|--------|-----|
| 事業者数 | 60 | 99 | 71 | 48 | 278 |

(4) 経営改善計画策定支援事業（計画策定費用補助）

事業者の経営改善計画策定の促進を通じた経営改善支援を目的として、国の「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」の支援を受けられた方に対して、経営改善計画策定費用の一部補助（上限 10 万円）を行っております。

本補助の対象は、経営改善支援センターへの利用申請時点で当協会の保証を利用されている小規模（売上 1 億円未満かつ有利子負債 1 億円未満）の事業者で、国の「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」の利用に基づく協会からの支援（条件変更や新規保証）を受けた方が対象となります。

なお、平成 25 年 9 月の補助開始後、利用申請については 85 件、交付申請について 58 件の実績となっております。



3. 事業再生支援

公的機関および金融機関の再生支援部署等と連携し、事業再生支援に対して積極的に取り組んでおります。

(1) 事業再生支援の実績

| | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|--|-------------|-------------|-----------------------|
| 求償権消滅保証 | 2 件 45 百万円 | 0 件 0 百万円 | 1 件 7 百万円 |
| 求償権放棄（第二会社方式を含む） | 2 件 113 百万円 | 7 件 556 百万円 | 6 件 230 百万円 |
| 保証付債権および求償権の資本的劣後債権への転換 | 0 件 | 0 件 | 1 件 23 百万円 (保証付債権) |
| 北海道中小企業再生支援協議会などが策定支援を行った再生計画に基づくリスクスケジュール支援 | 42 企業 | 23 企業 | 21 企業 |

(2) 北海道中小企業支援ネットワーク

当協会が事務局となり、中小企業・小規模事業者の経営改善・事業再生の支援を通じて地域経済の活性化に貢献することを目的に、金融機関および中小企業・小規模事業者関係機関等からなる「北海道中小企業支援ネットワーク」を平成24年9月に構築し、平成28年度においては、第9回、第10回目となる全体会議を開催しており、第10回会議においては、地域における事業承継支援、および経営支援・再生支援等の取組の情報共有を目的として、札幌市の他、函館市、旭川市、釧路市の4カ所にて開催しました。

また、個別中小企業・小規模事業者を支援する枠組みである経営サポート会議を平成25年2月に設置し、平成28年度において経営サポート会議を101回、累計では410回開催しております。



4. 経営相談

(1) 経営金融相談窓口

中小企業診断士、全国信用保証協会連合会認定経営アドバイザーの有資格者を関係機関の経営金融相談室に派遣しております。(平成28年度 88回派遣)

また、関係機関が主催する経営相談会等に参加し、中小企業・小規模事業者の身近な相談窓口として「顔の見える協会」を実践しております。

(2) 経営金融相談フリーダイヤル


道内の中小企業・小規模事業者の皆様からの様々なご相談にお応えするためにフリーダイヤルを設置し、中小企業診断士、全国信用保証協会連合会認定経営アドバイザーの有資格者がお応えしております。

(3) 夜間経営相談窓口

主に夜間しか時間が取れない創業準備段階の方のために、月2回、本店にて夜間相談窓口を開設しております。

(4) 関係機関との連携強化

関係機関が主催するセミナー等に職員を講師として派遣し、当協会の取組の広報を行うとともに、関係機関との更なる連携強化に取り組んでおります。




経営金融相談専用ダイヤル

道内の中小企業・小規模事業経営者の皆様の経営・金融相談をお受けしております。ご相談は無料ですのでお気軽にご利用ください。

ツ ナ グ ゴ シ ェ ン

フリーダイヤル 0120-279-540

フリーダイヤルがご利用いただけない場合は、
本店・業務部 企業支援課 011-241-5605 をご利用願います。



5. テクノフェアへの出展

「北洋銀行ものづくりテクノフェア 2016」

平成 28 年 7 月 21 日（木）に、アクセスサッポロにて開催されました「北洋銀行ものづくりテクノフェア 2016」に出展しました。

同イベントは優れた技術や製品を有する中小企業、大学、支援機関等が出展し、情報交換や技術交流を通じて北海道のものづくり産業の振興を図る東日本最大級の商談会です。

当協会のブースでは、経営相談コーナーを設置したほか、経営支援に関することをはじめとした当協会の取組についてご紹介させていただきました。

同イベントには過去最大の 228 社・団体が出展し、会場には多くの方が来場されました。

当協会のブースにもたくさんの方にお越しいただき、この場を借りて御礼申し上げます。



6. ビジネスフェアへの出展

「ビジネス EXPO 第 30 回 北海道 技術・ビジネス交流会」

平成 28 年 11 月 10 日（木）、11 日（金）に開催された、「ビジネス EXPO 第 30 回 北海道 技術・ビジネス交流会」に出展しました。

同イベントは、「ものづくり」に関わる企業・団体が出展する道内最大規模のビジネスイベントです。

当協会のブースでは、創業支援や経営支援をはじめとした当協会における各種支援の取組についてご紹介させていただきました。

同イベントには、20,417 名の方が来場され、当協会のブースにも、たくさんの方にお越しいただきました。



より身近な存在

当協会では、お客様にとってより身近な信用保証協会となるよう広報活動を行っています。

1. 広報誌「保証のしるべ」

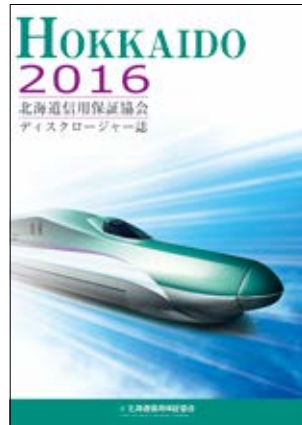
四半期毎に発行し、金融機関や市町村、商工会議所等の関係機関、約 1,700 機関に 2,500 部配布しています。



2. 各種パンフレット・リーフレット

保証協会の仕組みや各種保証制度の情報を「信用保証のご案内」として毎年発行しています。

また、保証キャンペーンや各種制度改正等の情報を各種リーフレットにて提供しています。

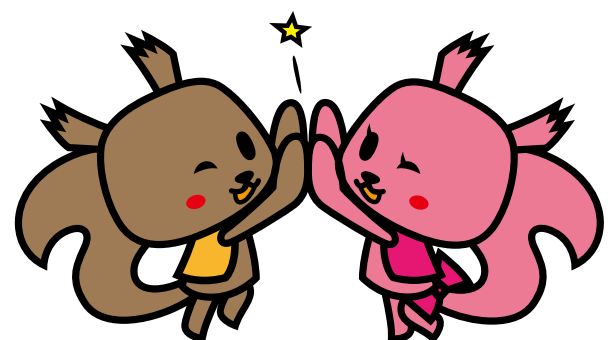


3. ホームページ

より多くの皆様に信用保証協会についてのご理解を深めていただくために、ホームページを開設しております。平成27年10月には「創業支援」「経営支援」の専用ページを作成し、情報発信ツールとしての機能の充実を図るべく、一部リニューアルしました。

今後とも内容の充実を図り、最新情報をわかりやすく提供するよう心掛けてまいります。

ホームページアドレス <http://www.cgc-hokkaido.or.jp/>



コンプライアンスの実践の取組

当協会のコンプライアンスの実践

当協会では、公共的使命と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて揺るぎない信頼の確立を図るため、役職員一丸となってコンプライアンスの実践に積極的に取り組んでいます。

これを実践するため、「信用保証協会倫理憲章」を基本方針に、役職員の行動の指針として「行動規範」を策定しています。

また、コンプライアンスの着実な実行と監視のため、コンプライアンス委員会を設置するとともに、統括部署を定め、コンプライアンスマニュアルの整備や各会議・研修で啓発を行うなど、実践状況の把握に努めています。

このほか、各部署にコンプライアンス担当者を設置し、きめ細かい態勢を敷いています。

北海道信用保証協会倫理憲章

1. 信用保証協会の公共性と社会的責任

信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図る。

2. 質の高い信用保証サービス

経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献する。

3. 法令やルールの厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行する。

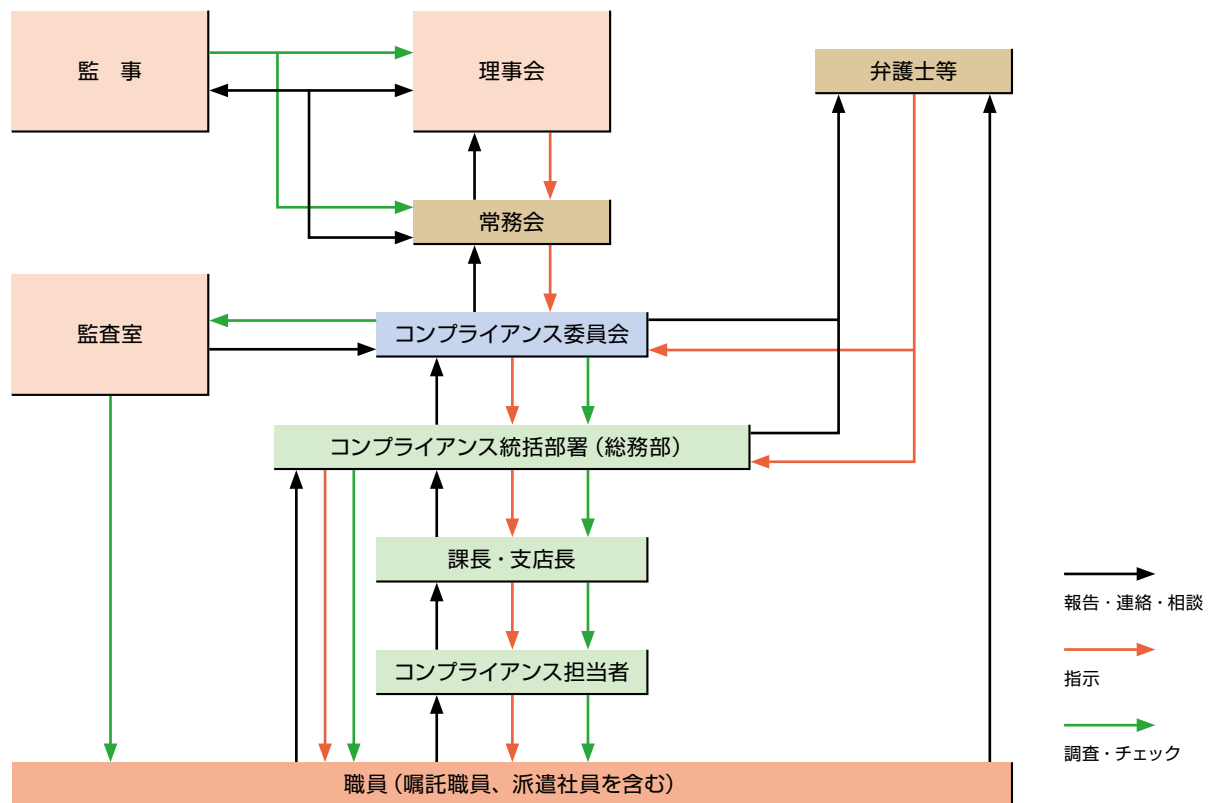
4. 反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する。

5. 地域社会への貢献

広く住民とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努める。

【コンプライアンス組織体制図】



個人情報保護への取組

当協会では、個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報保護に関する取扱を以下のとおり「個人情報保護宣言」として制定しています。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

(1) 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取扱います。

(2) 個人情報の取得・利用・提供

- 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の 1. 「当協会が取扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- 業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

(3) 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取組を見直します。

(4) 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取組を見直します。

(5) 個人データの委託

- 当協会は、個人情報保護法第 23 条第 5 項第 1 号の規定に基づき個人データに関する取扱を外部に委託する場合があります。
- 委託する場合には適正な取扱を確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

(6) 保有個人データの開示・利用目的の通知

- 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- 請求の方法は、当協会窓口にて備え置きしてある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口にて持参または郵送してください。

(7) 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- 当協会が保有する個人データに誤りがある場合は下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、訂正または削除いたします。
- お客様の個人情報を不適切に取得し、または目的外に利用している場合には下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用停止をいたします。
- お客様の個人情報を個人情報保護法第 23 条に違反して第三者に提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- (6) および (7) の具体的な手続につきましては当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の 8. (3) 「開示等の求めに応じる手続」をご覧ください。

(8) 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取組みます。

(9) 開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は、以下のとおりです。

住 所 札幌市中央区大通西 14 丁目
電話番号 011-241-5554
部 署 名 総務部 総務課

信用保証協会は、信用保証制度を悪用する行為を排除します

北海道信用保証協会では、信用保証制度を悪用する行為を排除し、公正な保証取扱をするために保証申込に際し、次のとおり対応します。

～「反社会的勢力は信用保証協会の保証対象とはなりません」～

信用保証協会では、平成21年7月より「反社会的勢力は信用保証の対象とならない」ことを信用保証委託契約書等においても明記しているところですが、「暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者」および「反社会的勢力の共生者」についても信用保証の対象とはなりません。

信用保証協会は、申込人または保証人が反社会的勢力に該当しないこと、および将来にわたって反社会的勢力に関係しないことを確約しなければ信用保証の対象としておりません。

次のいずれかに該当する者、その他これらに準ずる者は保証の対象となりません。

- ① 暴力団
- ② 暴力団員
- ③ 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- ④ 暴力団準構成員
- ⑤ 暴力団関係企業
- ⑥ 総会屋等
- ⑦ 社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- ⑧ 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ⑨ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ⑩ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ⑪ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑫ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

また、申込人または保証人が、自らまたは第三者を利用して暴力的な要求行為や法的な責任を超えた不当な要求行為等を行う場合も保証の対象としておりません。

～「信用保証料以外に、手数料、入会金、あっせん料、仲介料は一切いただいておりません」～

悪質な仲介業者等、いわゆる金融あっせん屋が保証申込にあたり、あっせんを行った手数料等の名目で、不法な報酬を要求するケースが発生しております。信用保証協会では信用保証料以外には、手数料、入会金、あっせん料、仲介料等は一切いただいておりません。

～第三者介入、同席の案件には応じられません～

監督官庁および警察庁の指導により、第三者が介入、または相談窓口が認めた方以外の第三者が同席する案件には、応じられないこととなっております。

～申込人本人（法人の代表者を含む）になりすました者の保証には応じられません～

～ご不明な点をご連絡を～

ご利用にあたって、ご不審な点がありましたら信用保証協会までご連絡ください。

※信用保証制度を不正に利用した場合は、法令により処罰されます。

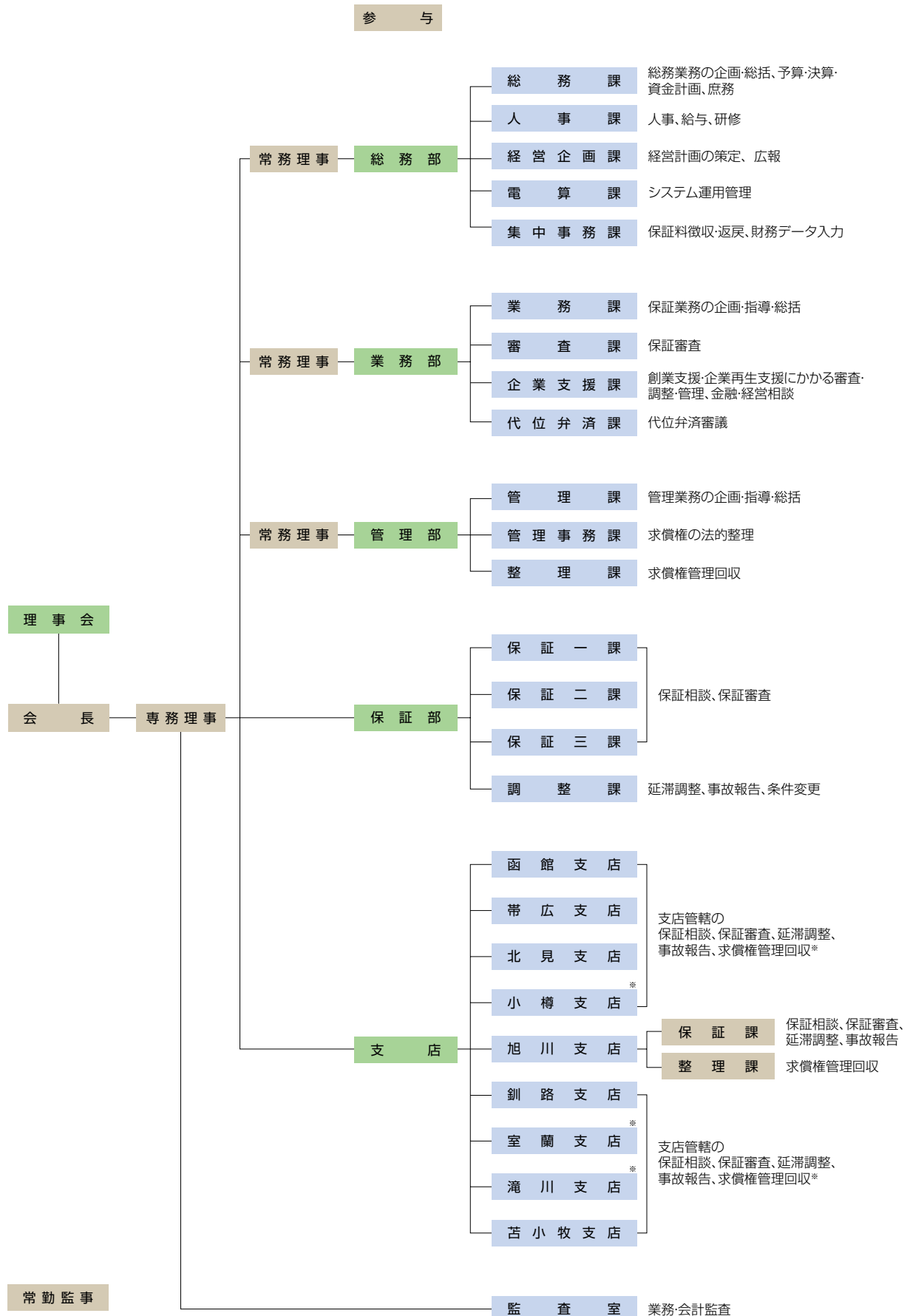
役員名簿

| | | |
|---------|---------|------------------|
| 会 長 | 高 原 陽 二 | 常勤 |
| 専 務 理 事 | 北 條 富 雄 | 常勤 |
| 常 務 理 事 | 高 橋 義 典 | 常勤 |
| | 三 浦 修 市 | 常勤 |
| 理 事 | 菊 谷 秀 吉 | 北海道市長会 会長 |
| | 棚 野 孝 夫 | 北海道町村会 会長 |
| | 笹 原 晶 博 | 北海道銀行 頭取 |
| | 石 井 純 二 | 北洋銀行 頭取 |
| | 増 田 雅 俊 | 北海道信用金庫協会 会長 |
| | 尾 池 一 仁 | 北海道中小企業団体中央会 会長 |
| | 菊 嶋 明 廣 | 北海道商工会議所連合会 専務理事 |
| | 荒 尾 孝 司 | 北海道商工会連合会 会長 |
| | 林 伸 幸 | 北海道信用組合協会 会長 |
| | 石 井 亨 | 第四銀行 札幌支店長 |
| | 大 川 英 幸 | みちのく銀行 札幌支店長 |
| 監 事 | 新 田 正 弘 | 弁護士 |
| | 太 田 武 司 | 公認会計士 |
| | 菊 地 国 行 | 常勤 |

(平成 29 年 8 月現在)

機構組織図

(平成 29 年 4 月 1 日現在)



*小樽支店、室蘭支店、滝川支店では「求償権管理回収」は行っておりません

本・支店所在地

本店

060-8670
札幌市中央区大通西14丁目
1番地
TEL.011-241-2231
FAX.011-221-1085



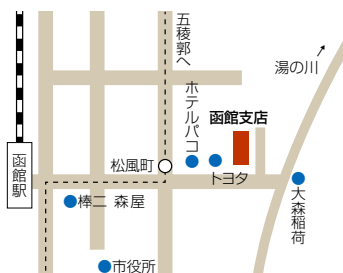
旭川支店

070-8691
旭川市7条通13丁目59番地2
TEL.0166-24-1441
FAX.0166-25-5649



函館支店

040-8691
函館市大森町24番1号
TEL.0138-23-8425
FAX.0138-23-8471



釧路支店

085-8691
釧路市黒金町6丁目1番地
TEL.0154-23-1361
FAX.0154-23-1364



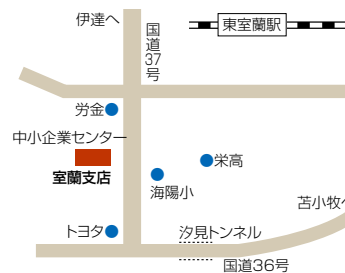
帯広支店

080-8691
帯広市西3条南6丁目18番地2
TEL.0155-24-3658
FAX.0155-24-3661



室蘭支店

050-8691
室蘭市東町4丁目29番1号
(市中小企業センター3階)
TEL.0143-45-6001
FAX.0143-45-7818



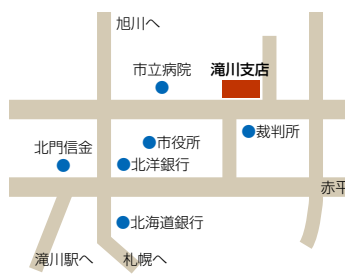
北見支店

090-8691
北見市北8条東1丁目3番地
TEL.0157-24-5196
FAX.0157-24-5191



滝川支店

073-8691
滝川市大町2丁目5番32号
TEL.0125-23-1201
FAX.0125-22-1360



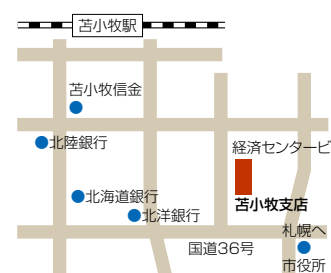
小樽支店

047-8691
小樽市稲穂2丁目22番1号
(小樽経済センター2階)
TEL.0134-22-5188
FAX.0134-22-5918



苫小牧支店

053-8725
苫小牧市表町1丁目1番13号
(苫小牧経済センタービル2階)
TEL.0144-33-1751
FAX.0144-32-3915



disclosure 2017



©北海道信用保証協会
<http://www.cgc-hokkaido.or.jp/>